

令和4年度第3回 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 令和4年6月16日(木)午後1時から午後5時まで

2 場所 WEB 会議
(宮城県自治会案 205・206会議室)

3 出席委員(12名)※オンラインによる出席

石井 慶造 東北大学 名誉教授
伊藤 晶文 東北学院大学 教養学部地域構想学科 教授
内田 美穂 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
田口 恵子 東北大学大学院 医学系研究科 准教授
永幡 幸司 福島大学 共生システム理工学類 教授
野口 麻穂子 森林総合研究所東北支所 育林技術研究グループ 主任研究員
平野 勝也 東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之 東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
丸尾 容子 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
村田 功 東北大学大学院 環境科学研究科 准教授
山本 和恵 東北文化学園大学 科学技術学部建築環境学科 教授
由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数:15名(報道機関:9名)

4 会議経過

(1)開会 (事務局)

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、只今から、宮城県環境影響評価技術審査会を開会いたします。

本審査会は13名の常任委員及び1名の専門委員で構成されておりますが、本日は、常任委員13名中12名の御出席をいただいておりますことから、環境影響評価条例第51条第2項の規定により、会議の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、本日は所用のため、太田委員から欠席との御連絡を頂いております。また、伊藤委員からは途中退席の旨、ご連絡をいただいております。

本審査会につきましては、県情報公開条例第19条に基づき公開となっており、会議録につきましても、後日公開となりますが、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、非公開となります。審査の状況によっては、傍聴者の方には御退室願う場合もございますので、予め御了承願います。

また、傍聴者の方は、お手元の傍聴要領に記載の「会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」を確認し、会議の円滑な進行について御協力をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部副部長の小野寺から御挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶(環境生活部 副部長(技術担当) 小野寺瑞穂)

小野寺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

本日は、3議題を予定しており、1議題目としまして、令和4年5月19日に審査賜りました「(仮称)七ヶ宿陸上風力発電事業」の計画段階環境配慮書に係る答申案について、ご審議いただきます。2議題目としまして、「(仮称)川崎ウィンドファーム事業」の計画段階環境配慮書について、3議題目としまして、「(仮称)菅生太陽光発電事業」の計画段階環境配慮書について、ご審議いただきます。

環境影響評価制度は、事業の可否を問うものではなく、事業の内容を決めるに当たって、環境への影響を調査・予測及び評価を行い、様々な意見を踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくものです。

委員の皆様におかれましては、環境影響評価制度が円滑に機能するように引き続き専門的・技術的見地に基づく審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。本日の次第、出席者名簿の1枚もの。配布資料一覧の1枚もの。審査事項(1)といたしまして、資料 1-1(仮称)七ヶ宿陸上風力発電事業 環境影響評価手続フローとスケジュール、資料 1-2 同事業 配慮書に対する七ヶ宿町長の意見について、資料 1-3 同事業 配慮書に対する技術審査会の指摘事項と事業者の回答、資料 1-4 同事業配慮書、資料 1-5 同事業配慮書(要約書)、資料 1-6 同事業配慮書に対する技術審査会答申(案)、資料 1-7 同事業配慮書に対する技術審査会答申(案)の形成。審査事項(2)といたしまして、資料 2-1 (仮称)川崎ウィンドファーム 計画段階環境配慮書についての諮問書、資料 2-2 同事業 環境影響評価手続フローとスケジュール、資料 2-3 同事業配慮書、資料 2-4 同事業配慮書(要約書)。審査事項(3)といたしまして、資料 3-1(仮称)菅生太陽光発電事業計画段階環境配慮書についての諮問書、資料 3-2 同事業環境影響評価手続フローとスケジュール、資料 3-3 同事業配慮書、資料 3-4 同事業配慮書(要約書)でございます。

また、委員の皆様には、事業者作成の資料 2-参考 事業者説明資料、資料 3-参考 事業者説明資料及び(仮称)川崎ウィンドファーム事業に対する要望書を事前に送付しておりますので、ご確認願います。

それでは、ここから議事に入りたいと思います。環境影響評価条例第 51 条第 1 項の規定により、議事につきましては平野会長に議長をお願いしたいと存じます。会長よろしく願いします。

(3) 審査事項

①(仮称)七ヶ宿陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書について(諮問)

【平野会長】

それでは議長を務めさせていただきます。

次第に従いまして、審査事項(1)(仮称)七ヶ宿陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書についてです。

本件について、希少種の生息場所の特定につながるような審議となります場合は、傍聴者に退出いただく必要がございますので、発言に当たっては事前にお伝えいただきますようお願いいたします。

まず事務局から説明いただき、引き続き参考人の方からご説明いただければと思います。

【事務局】

資料 1-1 から資料 1-2 について説明。

【参考人】

資料 1-3 から 1-5 について説明。

【平野会長】

はい。ありがとうございました。それでは質疑の方に移りたいと思いますが、希少種の生息場所の特定に繋がるようなご意見の場合は、ご留意ください。ある場合には後で集中的にやろうと思いますので、よろしく願います。それから、欠席委員からご意見をいただけてますでしょうか。

【事務局】

はい。事務局でございます。欠席委員からの意見はございません。

【平野会長】

はい。わかりました。では、最初にですね。重要なことなので私の方から前回の議論を踏まえた話をさせていたいただきたいんですが、配慮書で言いますと、85 ページですね。緑の回廊の話でございます。今日の回答ですと、全般的事項の①に相当する部分なんですが、議論の中で、懸念点としてですね。緑の回廊というのは、この回廊を通じて、動物がその行き来をするその生態系として行き来をして移動可能にする場所であると。これは林野庁の様々な都合で緑の回廊の指定ができていない場所、できていない場所があると。できていない場所については、そこに連続性がない場合は、わざわざ指定できる場所を範囲を広げてですね、なるべく生物、動物が行き来できるようにすると、そういう趣旨で決まっています。今日のご回答見ますと、そもそもこの緑の回廊を横断する方向で風車を設置するというのは、緑の回廊の中であろうが外であろうが実はあまり関係ないことなんですよね。わかりますかね。最初、冒頭の挨拶にもありましたけど、この環境アセスメントというのは許認可権を持っている話ではございませんので、皆さんと議論をしながら、少しでも環境への影響が小さい事業にブラッシュアップしていこうと、そういうものでございます。なので、これでいいですよと、一番右のところはもう入っていて、なおかつ、横断的であるので、一番右の列ですね。東側の列は。横断的なのでもうこれは緑の回廊の機能を完全に止めてしまう。2 列目は、右から 2 番目の並びですね。これも、範囲の外なんですけれども、緑の回廊の延長線上を横断的に横切ってます。これは緑の回廊が動物の移動する機能を担保するという意味において、これも緑の回廊という機能を考えると、とても影響の大きい、緑の回廊を通せんぼする事業になってしまっています。3 列目、4 列目を見ても、要は区域に入ってる入ってないは関係なく、その機能をどう確保するのか。僕は緑の回廊の機能ってのは低減していいものじゃないと思うんですけど、回避しないと駄目なものだと思います。そういう議論だったから、審査会の意見としても、相当厳しいことを申し上げざるを得ないという状況だったんですね。それに対して、やむを得ず緑の回廊に範囲に含まれる場合は、林野がいろいろ言えば、林野庁は多分、許認可権お持ちですので、そこから認可いただかないとうまくいかないのはわかるんですけども、環境アセスメントってのは先ほど申し上げましたように、環境への影響を最大限小さくなる事業としていただくために、皆さんで知恵を出し合ってやっていくってそういう種類のものでございますので、影響があるかもしれないけど森林管理署がいろいろいって言えばいいですよって、そういう回答では困るんですが。どのように最大限低減できるかということをお答えいただきたいんです。すみません。長々と喋りましたが、趣旨は伝わりましたか。その上でもう一度回答いただけませんか。どのように対応いただけますか。

【参考人】

はい。事業者として回答させていただきます。先日の審査会でもかなり厳しいご指摘を受けましたので、今、事業の規模の抜本的見直しを考えております。今のまま配置しますとですね、どうしても緑の回廊を分断するようなかたちになってしまうという先生方のご意見は、もう重々理解しましたので、今も規模を大分縮小するような方向で、計画を 1 から時間をかけて丁寧に練り直している最中でございまして、まだ具体的にはお示しはできないんですが、このエリアでやるとしたらですね、かなり規模を小さくして環境に影響を与えないようなかたちを少しでも整えていきたいと、事業者としてはそう考えております。

以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。そういうことを是非事業者回答に書いていただきたいんですよね。こういう紋切り型に書かれると、結局我々が一生懸命議論して、整理してお伝えしたことが伝わってないように見えてしまいますので、いやいや緑の回廊については森林管理署がいろいろいって言えばいいんですよという感じなんです。なので、是非我々と難しいところもあるかもしれませんが、一緒になって環境への影響が小さくなるような事業を考えていただけたらと思います。今の御回答、非常に良い御回答をいただいたと思いますので、ぜひそういう回答をこれからしていただいて。

【参考人】

すみません。まだ具体的に言えなかったもんですから、紋切り型になってしまいました。

【平野会長】

はい。よろしくお願ひしたいと思います。

【参考人】

よろしくお願ひします。

【平野会長】

重要な案件でしたので、すみませんが、会長がしゃべり過ぎました。他に先生方、意見をいただければと思います。はい由井先生お願ひします。希少生息場所の特定は大丈夫ですかね。

【由井委員】

はい。大丈夫です。今の緑の回廊関係ですけれども、今回の資料の①の右側の事業者回答のところには、下から2, 3行目に風力発電、地熱発電に関わる国有林野の貸付等手続きマニュアルを踏まえてと書いてあるんですけども、それも前回も述べたように、密接に関係しておりますけども、その後ですね各森林管理局単位です、緑の回廊の設定方針っていうのがほぼ出揃っていると思います。4月1日頃に出たと思いますけども。奥羽山脈につきましても、もうすでにほぼ成文が出ておましてね。そこにはこう書いてあります。設定方針の(1)の5。幅と長さというところにですね。3行前置きがあってそのあとですね「また、当該緑の回廊の設定後において、後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に係る場合にあっては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、当該生態系の連続性を確保するために必要な幅と長さを確実に確保するもの」とこう書かれてあるんです。従いまして、確実に避けるためには、今、事業者がおっしゃったように抜本的にね、エリアを変えていただくしかないというふうに思います。以上追加しておきます。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。ぜひ最新のものを見ていただいて、しかもそれは緑の回廊部分での貸付のマニュアルとその設定方針でございます。私は最初に申し上げましたように、それ以上に全体的に環境への影響を考えるのがこの会議でございますので、その位置付けをお間違いないようお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。はい。それでは他にいかがでございますか。いいですか。皆さん。永幡先生、お願ひします。

【永幡委員】

はい。永幡です。累積影響をちゃんと見てくださるってことは書いてあったので、それに関しては、とて

もありがたいなと思うんですが、累積影響を評価する時には他事業者のデータをちゃんと得ないと、正しい累積影響は見れないので、これは事業者さんだけではなくて宮城県の事務局へのお願いにもなるんですけども、周りの開発業者お互いにちゃんと正確な累積影響が評価できるようにデータをお互いにちゃんと渡し合うことっていうのをちゃんとなんかルール化していただきたいなと思います。以上です。

【平野会長】

はい。事務局、そういうルール化できますかね。実は難しいんですよね。要は、調査した成果というのは著作権があるので、その著作権放棄まで考えなきゃいけないって、秘密保守の秘密を保持する義務を持たせながら、事務局を信頼して、情報共有するような仕組み立て。若干手間かかりそうなんですけど、中長期的な課題としてぜひ累積影響を課す以上は何かそういう仕組みがないとですね、事業者間同士の任意の情報のやりとりでは全然担保されないことだと思いますので、ご検討いただければと思います。その辺で参考人の方々、累積影響に関する情報の収集状況はどんな感じになっておりますか。コメントいただければと思います。

【参考人】

コンサルとしては、公に出ている事業を、配慮書にもお示しております。周辺での事業の情報がございますので、今後、この事業を進めていくに当たりましては、事業者様を通して、そういう予測に必要なデータを入手してもらえよう努めていくしかないのかなというふうには考えております。

【平野会長】

まだコンタクトはとっておられないんですね。

【参考人】

はい。事業者様、多分、そうだと思いますがそれで間違いないでしょうか。

【平野会長】

はい。ぜひ方法書お作りになるときはその累積影響をどう評価するかということで、どんな情報が手に入るかってことが大事になりますので、方法書をお作りになる前段階できちんと他事業者と調整をいただければと思いますよろしく申し上げます。

【参考人】

よろしく申し上げます。

【平野会長】

はい。永幡先生、それでいいですか。

【永幡委員】

はい。OKです。

【平野会長】

他いかがでございましょう。由井先生、どうぞ。

【由井委員】

今のところですけども、岩手県のアセス審査会でも同様な質疑がありまして、ただすぐには決められないので、事務局が検討することになっていると思いますけども、これは共通の課題なんですね。どこ

の県でも、国全体でもですね。ですから、一つは、事務局からですね、国の方にですね、こういう案件があちこちで起きているので何とかしてくださいという要望書を出していただくというのと、あとは、宮城県でできる範囲で業者間の受け渡しができるように何か条文を法令ではないんですけど、文言をですね、決めておいて、それを提示していただくと。それから、それでいずれにしても事業者間の後発事業者への受け渡しがうまくいかない場合には、非常にその累積影響が深刻な案件。今回が当たるかどうかはまだわかりませんが、深刻な案件についてはもう後発事業者が自ら累積影響を調査して評価するしかないと思いますので、これは準備書段階でそのことが明らかになると思いますので、その段階で事業者は自ら累積影響を調査しなさいという知事意見にすると、そういう流れになると思います。以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。累積影響を評価しろと義務化してる制度なわけですから、ちゃんとそれを支援する制度を作っていたらいいと思います。環境省の方にもぜひお伝えいただければと思います。はい。もちろん県として独自できることは検討いただければと思います。これは守秘義務契約を結んで、何か融通するって何か契約書の雛形でも作ってですね、何か支援すると、県を介してやるということであれば何とかできそうな気もするんですけどね。他いかがでございましょう。伊藤先生、どうぞ。

【伊藤委員】

はい。伊藤です。文章の方ですね前回、国土防災関係についてのお話をして、防災に関して特に土石流に関してはなかなか範囲を確認しながら、この事業の影響について検討してくのが、難しい部分もあるかなと思いましたので、改めて、土石流災害関連についての見方についてお話ししたので、今後、全然別な場所にされる場合でも結局同じように、ご検討いただかないと困りますので、その点はお伝えしておきたいと思います。なぜかっていうとですね、これは町長意見は、事業者の皆さんにも伝わっているのかと思いますが、私も何年かこの委員を務めておりますけれども、町長意見の6番目に挙げられている内容ですね、ちょっと読み上げれば「災害発生リスク、自然環境への配慮及び生活環境の確保について十分な検討がなされている計画とは感じられない。計画段階環境配慮書とはいえ、住民に対し真摯な対応と安心が得られるような具体的な計画が示されなければ、町として発電設備の設置には同意できない。」っていう、こういった強い意見をあまり拝見したことがありません。ですので、もちろん環境について、かなり影響のある事業であるっていうこと等も触れられていますが、一方で、いわゆる人ですね人間に対する配慮もかなり考えて、具体的にその発電設備をどこに設置するかも検討をしていただければと思います。以上です。

【平野会長】

はい。参考人の方いかがでしょう。確かにこの町長意見は、私が委員時代から含めて、初めて見る強さの文言でございしますが、いかがでしょう。事業者の方にお答えいただいた方がいいですかね。これから、どのように取り組まれていくかということかと思いますが。

【参考人】

やはりこれだけ強く意見出てきたってことで、やはり近隣の住民にも配慮してですね、ご理解されるような計画にし直す必要があると、そう感じておりますので、そこは真摯に対応していきたいと思います。

【平野会長】

はい。ぜひよろしく申し上げます。お願いします。

【平野会長】

野口先生、いいですか。結構森林系の話がメインですが。

【野口委員】

そうですね。基本的には先ほど会長の方からおっしゃっていただいたことで、私の方の考えることも、大体まとまっているかと思います。追加で補足するのでしたら、先ほど事業者さんの方で、回答をいただくときに、全般的事項の1のところ、当日意見を読み上げていただいたんですけども、その際に、一番最後の文で「緑の回廊間に新規の道路を建設しないこと」とこちらでは申し上げていたんですけども、そこを「緑の回廊に一」というふうにおっしゃっておられたので、単なる読み間違いであればよろしいのですが、先ほど会長からもご指摘ありましたように緑の回廊に入るかどうかではなく、緑の回廊機能を担保できるかどうかという観点から、緑の回廊と緑の回廊の間の部分に新規の道路建設しないようにというご意見申し上げたことだったと記憶しておりますので、その点は、改めてご確認いただければと思います。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。よろしいですね。この件はね。その延長で申し上げますと、先ほどの伊藤委員がいつもおっしゃってるような土砂災害警戒区域の中に作るとかという話ではなくて、その上流側にあると全く一緒の話なんですよ。砂防法等々で規制されてるところを議論してるんじゃないんで、我々は環境への影響を小さくしたいと思って議論をしておりますので、その上流で、要は危ない土砂災害が危険とされている溪流の上流側で、動きやすい土ができるとかですね、滑りやすい斜面が発生するといったことは土砂災害を助長することになりますので、今指定されてる指定されてないというそういう問題ではなく、広く環境への影響ということで考えていきたいと思ってやっておりますので、その点も以降の方法書等々でご配慮いただければと思っております。よろしいですかね。はい。ではこれで質疑の方を終わりにしたいと思います。参考人の方々、ありがとうございます。退室いただいて結構でございます。すみません、希少生物の生息場所の特定に繋がるようなご意見、ご質問等ございますか。ないですね。はい。すみません。これにて質疑を終了にしたいと思います。改めまして参考の方々、ありがとうございます。引き続き、丁寧な検討を進めていただけたらと思います。どうもありがとうございました。参考人に退出いただいたようですので、引き続き答申案の形成を行いたいと思います。

<参考人退室>

【平野会長】

それでは次に、答申案の形成に移りたいと思います。答申案の形成につきましては前回の議論を踏まえまして私と事務局の方でたたき台を作っております。それにつきまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思いますよろしく申し上げます。

【事務局】

資料 1-6, 1-7 について説明。

【平野会長】

ありがとうございます。特に個別的事項の生態系に関して補足をさせていただきますと、要は緑の回廊の機能をちゃんと担保しなさいと言いつつ、個別的事項で、今後方法書で生態系としてきちんと調べていただいて、どれだけ回避できるのかっていうことを具体的にちゃんと調査まで行って検討いただくためには個別的事項でも指摘をしておいた方がいいかなということで、事務局の方をお願いをして追加をいただいたものでございます。はい。答申案についてはそれぞれどこからでも結構でございます。ご意見いただければと思います。いかがでございましょうか。丸尾先生、お願いします。

【丸尾委員】

すみません、温室効果ガスなのですが、最後の対象事業実施区域の選定を行うこととして、選定に対して対象事業区域だけのことになっておりますので、風力発電設備についても選定を行っていただきたいので、「風力発電設備及び対象事業実施区域の選定を行うこと」というふうに一言付け加えていただきたいと思います。

【平野会長】

はい、わかりましたその通りですね。事務局の方、よろしくお願いします。はい。他いかがでございます。はい、伊藤先生お願いします。

【伊藤委員】

具体的な内容について反対とか賛成とかって話じゃなくて、この答申ですと「事業実施想定区域」を一番最初に「以下、想定区域という」というかたちにはしているんですが、ずっと見ていくと、「事業区域」という言葉が出てきたり、今の温室効果ガスですと「対象事業実施区域」と出てきたりしているので、文言、言葉の整理をしていただければと思います。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。事務局、よろしくお願いします。

【伊藤委員】

事務局の方、すみませんが、よろしくお願いいたします。

【平野会長】

正しい条例用語・法令用語にさせていただければと思います。助かります。他いかがでございます。よろしいですかね。大体皆さん意見を言っていたことをそのまま書いたつもりでございますし、ちょっと私の方で勝手に補足的なものも付け加えさせていただきましたが、ご理解いただけただけということでは丸尾先生のご指摘の点と。はい、由井先生、どうぞ。

【由井委員】

今の生態系のとこなんですけども、個別事項の(5)ですね。ここは重要な地域が含まれているため、云々って書いてあるんですけども、先ほどの森林管理局の生態系における保全対象としてですね生態系の中にツキノワグマとカモシカが明記されているんですよ。したがって、ここはですね、「重要な地域が含まれているため、ツキノワグマ、カモシカ等の行動生態を含め、生態系に及ぶ」というのをこの中に入れて欲しいんですけども。ツキノワグマはこれまでも宮城山形北部 WF も全部入れてますので、是非。

【平野会長】

わかりました。ありがとうございます。やっぱりそういう具体的なことを書くのってすごい大事ですよ。はい。ありがとうございます。いつも目指しているところに、一歩近付いた気がします。今のご意見は反映させていただきます。よろしいですね。他いかがでしょう。では、石井先生どうぞ。

【石井委員】

今までの審査で、迂闊なところがあって、これまでは土とリター層に注目していましたが、山の中に生えているキノコの汚染についても注意する必要があると考えています。10年以上経った木は、汚染されている可能性が高い。プルームによって汚染された木を切ってそのまま転がしておくと、生えてきたキノ

コは、皆、汚染される可能性が高いですね。木に関しては、一切、今まで触れていなかったんですけど、今後は考える必要があると考えます。伐採した木の放射能の線量も、測ると一言ぐらい入れた方が良いと思います。

【平野会長】

石井先生、確認ですが、要は、プルームが通ってそれなりに放射性物質が付着してるようなところだとやっぱ土壌が一番溜まるんですよ。

【石井委員】

そうです。

【平野会長】

今までは立ってる木の意味の立木には大したことないんだけど、そこでキノコがその放射性物質を集めちゃって、高濃度のキノコが生成される可能性があるというそういうふうに理解してよろしいですか。

【石井委員】

要するに100ベクレル表面が汚染されただけで、キノコはセシウムを1から2倍ぐらい収集するので基準値を超えてしまいます。他の植物は10分の1とか100分の1しか集めないで10ベクレル以下となりOKなんですけど。キノコは、ほとんど集めちゃうんですね。だから、キノコとかそういうのを産業にしている地域に関しては、そのことも考慮してあげないといけないと思います。現在、気仙沼では今汚染検査をしています。だから木の汚染のことも入れた方が、七ヶ宿の人たちにとってみれば、いい情報で、ちゃんと汚染した木も処理してくれるというような文言を一つ入れたほうがいいかなと。

【平野会長】

問題をいくつか切り分けておきたいんですけど、アセスメントで測りなさいっていうのは、事業者がそういう濃縮キノコを作ってしまう場合だと思うんですね。別に事業者がどれだけ開発をしても、濃縮キノコを作らない限りは、アセスメントの評価項目にする必要ないんじゃないですか。要は、自分たちが伐開した木をその辺に放置して、キノコを生やして、それを売るなんてことをしない限りは。要は生えているキノコを食べて安全かどうかというのは事業者の責任でも何でもありませんよ。強いて言えば東京電力の責任なのであって。

【石井委員】

売る可能性もあるわけですね。木って。伐採した木をそこら辺に転がしておくのは問題かと。

【平野会長】

すみません、問題なんですけど、アセスの対象とすべきかどうかという筋目の問題なんです。

【石井委員】

だからちょっと今まで黙ってたんですけどね。何も議論しないわけにはいかないなと。

【平野会長】

今回はまだ配慮書段階でございまして。やっぱりプルームが通ったところを方法書の時に少し議論をちゃんとしたいと思います。それまでにですね事務局の方で、アセスの筋目としてどこまでのこの境界線っていうんですかね事業者が、何かやった時に間接的な影響をどこまでそのアセスメントの中に含め

て、評価していくかってのはバウンダリーをちゃんと決めないと、境界線を決めないといけないので、石井先生のご懸念の点についてどう扱うか、法令的な検討というんですか。制度的な検討も含めてちょっと事務局の宿題とさせていただきますのでよろしいでしょうか。今回配慮してございますのでまだ決めきれていないことは、無理に入れる必要ないと思いますので、それでご勘弁ください。他いかがでございましょう。野口先生、どうぞ。

【野口委員】

先ほどからの議論を伺っておりまして、植物と生態系のところで文言を調整した方がいいかなと思ひましてコメントさせていただきます。植物の方で、イの一番最初のところに、「想定区域及びその周辺は緑の回廊として森林の連続性の確保が非常に重要な地域である」という文言を入れてあるんですけども、これを生態系の方に回していただいた方がいいかなと思います。森林の連続性の確保という部分は、特に生態系の方の機能に関する部分であると思いますので、生態系の方を緑の回廊等、生物多様性の鍵になる重要な地域が含まれているとともに、森林の連続性の確保が「非常に重要な部分である」という趣旨が伝わるような文章の構成にさせていただいて。植物の方はですね、再度文言を調整しますけれども、「植生自然度の高い植生が、想定区域に広く分布していてそれへ影響を回避する必要があること。」と「特にその中でも一番東側の風力発電機設置を想定している範囲については、植生自然度の高い森林がまとまって分布しているので、その区域自体を想定区域から除外する」ことを指摘する文言にさせていただきますと思います。

【平野会長】

はい、わかりましたありがとうございます。非常に明快になると思います。ご指摘の通りの修正を施したいと思いますが、まず事務局の方で作っていただいて、野口先生にも見ていただくというスタイルでいきたいと思います。他よろしいでしょうか。

【野口委員】

お願いします。

【平野会長】

では、ご指摘いただいた点を修正したものを作ります。ただ、会議としてはこれはいつもの通りですがここで私に一任をいただきたいと思います。よろしいですか。修正の内容については一任。はい、ありがとうございます。一任いただいたということで、私と事務局の方で修正した答申案を答申にしたものをお作りして、実際に最終版を作る前には先生方にメールでは見ていただきますので、その時にまたご意見いただければ、一任いただいている私でまた修正をしたいと、出せば修正できますので、それに対応していきたいと思います。それでは、これで1件目の審議が終わりましたので、ここで暫時休憩をとりたいと思います。では2時15分に再開したいと思います。暫時休憩に入りたいと思います。

<参考人入室>

②(仮称)川崎ウインドファーム事業 計画段階環境配慮書について(諮問)

【平野会長】

審査を再開したいと思います。審査事項の2でございまして(仮称)川崎ウインドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。本件については、希少種の生息場所の特定につながる情報は含まれていないとの報告を受けておりますので、希少種とそれ以外の部分と審査を分けずに進めたいと思います。

それでは、事務局から説明願います。

【事務局】

資料 2-1 から資料 2-2 について説明。

【参考人】

資料 2-3 から 2-4 について説明。

【平野会長】

ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思うんですが、全般的な事項をまた例によって私の方からさせていただいて、すみません。今回の事業実施想定区域ですが、ここに一般的な風力発電施設の間隔で並べると何基建ちますか。教えてください。

【参考人】

配慮書に示しておりますが、現段階では最大で 23 基を想定しております。

【平野会長】

そうですね。環境アセスメントは最近、戦略的アセスメントとか言ってですね。実行可能な複数代替案を用意して、環境影響の少ない事業を実施していくことが推奨されてございます。ご存知だと思います。ただその代わりに絞り込みということも、複数代替案ではなく絞り込みでも構わないというお話なんです。これ今、事業実施想定区域にされてる範囲で 23 基建つってことは、これを絞り込みされともう基数を削減されるという意味でよろしいんでしょうか。それともこれはもっといろんな検討の絞り込みの結果、こうなっている。だから 23 基よりも絞るつもりはないっていう、そういう位置付けになっておるんでしょうか。その辺の、事業の環境アセスメントに対する絞り込みをどのタイミングでどのように行うつもりでおられるのか教えてください。

【参考人】

現段階で 23 基としてますのは、最大で 23 基としてまして、今後絞り込みがあるのかどうかということ含めて、現在検討中でございます。

【平野会長】

そうすると例えば環境への影響がさほど大きくないと判断した場合は絞り込みをしないで、23 基をお建てになるということですか。それは複数代替案を検討してより環境の少ない事業を実施しようという特に義務ではないんですが、全然(アセスメントの)主旨を汲み取った事業のやり方をしてくださってないことになるんですけど。

【参考人】

現段階では包含される地域をすべて網羅したかたちで考えておりまして、そこから今後、絞り込んでいくということです。

【平野会長】

もう 1 回確認します。絞り込みをするということで、今目一杯建てて 23 基とおっしゃいましたよね。それを絞り込みすると、絶対に 23 基建たないわけですよね。それをうまくいけば 23 基建てるとおっしゃったことは、絞り込みを行わないっておっしゃっているのと等しいんですけど大丈夫ですか。それは環境アセスメントの最近の複数代替案もしくは絞り込みを行って、環境への影響小さい事業をやってみようというそういうお話に真っ向から対立することをおっしゃっているんですけど、大丈夫でしょう

か。

【参考人】

エリアは今、全体的に広く取ってしまっていて、その辺のエリアをどうするのかっていうのは、今後検討していく予定になっています。

【平野会長】

そうすると、今は23基建つんだけど、基数を減らして絞り込んでいくということですね。

【参考人】

面積をベースに絞り込んでいって、その面積に対してどれだけ建つのかということは、検討していくことで考えております。

【平野会長】

基本面積ですけど、尾根筋に建てるのが基本でございますので、風力発電は。基本、面積というのは線的なもので、間隔が決まれば建つ基数が決まっちゃいますよね。面積を絞り込むという事業実施想定区域というものが。例えば同じ尾根筋で建てても、幅50メートルで取るのか100メートルで事業実施想定区域を取るのかで面積が変わりますよね、同じ基数を建てても、それはある種まやかしてしかないんですけど、そういう対応なさるってことですか。基数を減らさずに面積を減らすってそういうことですよ。

【参考人】

現時点では面積をベースに考えております。違いますでしょうか。

【平野会長】

要は、基数を減らさずに面積を減らすっていうのは、事業実施想定区域と関係する範囲として、事業者の方で任意に設定される範囲ですよ。その風力発電施設や取り付け道路からの離隔を単に小さくするだけで、実質上の自然改変の規模は変えないで、事業実施想定区域だけ小さくするっておっしゃっているんですか。面積ベースで検討するって風力発電施設の場合そうならざるを得ないんですけど。

【参考人】

はい。面積をベースに離隔距離が決まっていますので、その面積に対してどれだけ基数を設けるかという考えで、検討はしてございます。

【平野会長】

絞り込みにおいて、基数を削減されるってことなのかどうなのか、ちゃんと教えていただきたいんですけど。実は削減されずに、面積を減らすっておっしゃったんですけど、理解できないんですが。基数を削減せずに面積を小さくして絞り込みをするというのは、単に範囲を小さくするだけで。要は、谷に向かったの長さを今まで100メートル事業実施想定区域にしていたのを、50メートルにしますっていうそういう世界をなさるってことですか。基数を変えずに。それで絞り込みなさったことにするんですか。それは何も変わってないですよ、自然改変。そういうものを絞り込みと言っていいんですか。

【参考人】

考えているのはどこに置くかというのを確認して、この間隔が決まると基数も減ってくる。簡単に言う

と建てるスペースが決まるので、建てられる基数も変わってくるという理解です。

【平野会長】

しつこくて申しわけないんですが、ごめんなさい理解できないです。基本的に風力発電施設は尾根筋の線上で決まりますよね。この線に対してどこに建てるかってことを決めていかれる。適切な離隔があると思いますので、その離隔で埋めていって今の面積だと、面積っていうか線ですね、想定しておられる尾根筋からある幅を持って面積設定しておられますけど。その尾根筋の線上のところに、いっぱい詰めて23基建つというお話でしたよね。それで、面積だけ縮めるっていうのは尾根筋をどこも諦めないで、その尾根筋から広げて書いてある真っ赤な線のところを面積を小さくして、尾根は何も変えないっていうことですかという質問なんです。そうすると、絞り込みを何もしていませんよね。事業実施想定区域の面積は小さくなりますけど。複数代替案の検討にもなっていないですよ。

【参考人】

例えば風車間隔を500メートルのバッファーを取って絞り込み、確定するという意図でございます。

【平野会長】

どうやって面積を絞るんですか。基数を絞らないと、面積が小さくならないですよ。

【参考人】

すみません。絞り込みのお話なんですけど、今基数の話が絞り込みではないかというような指摘なんです。最大23基ということで話をさせていただいております。23基というのは4,200キロワットの風車をベースにした23基という話でございます。大きいサイズの風力発電機を採用した場合は、基数は減るということになります。それによって改変面積というのは、減少するっていうふうに考えられます。

【平野会長】

では、大きい風車を採用しないと、絞り込みは行わないってことですか。そもそもそこがわからないんですけど。要は、御社はちゃんと絞り込みを行ったり複数代替案を検討したりして、環境影響のなるべく小さい方法をきちんとお取りになるつもりがあるのかどうかよくわからなかったもので、質問しています。最初のご回答で「23基を変えるつもりはない」と。「最大限建つのであれば、影響が小さいなら23基丸々建てる」。それは絞り込みしないってことを宣言されてるんですけど、それでよろしいんですかという質問なんです。風力発電施設の規模を大きくすれば小さくなりますというのは、大きいのを採用しなければ絞り込みしないってことなんですよ。

【参考人】

例えば今後、詳細な調査をして、今回ご説明させていただいた通り、ここでは建てられないなというところの現状を把握した時に、ここはやはり設置不可だという話であったり、ここは環境影響の可能性があるので、建てられませんという話であったり、そういうことを検討しながら、区域から除外していくかたちになろうかと思っております。そういうことで、面積についても、減ってくるのではないかと理解でございます。

【平野会長】

これは、すごく大事なことだと思いますので、きちんと整理して、どのように複数代替案ないしは絞り込みをこのアセスメントプロセスの中で、御社が実現しようとなさっているのかを次回までにメモを出していただけないか。

【参考人】

承知いたしました。一度整理をさせていただきまして、提出させていただきたいです。

【平野会長】

今日のご回答は大変残念です。要は、環境省も、少しでも環境に影響が小さい事業を実施していただくために、複数代替案、絞り込みをちゃんとやった説明をやっていきましょうってこと言ってるのに、そういう趣旨を全く無視した回答をなさったので、大変残念に思いましたので、きちんとメモを作って、どのように環境影響を小さくするようなプロセスを踏みなるおつもりなのか、ご回答いただければと思います。

【参考人】

承知いたしました。はい。ご説明させていただきます。

【平野会長】

すみません。長々と私が喋り続けまして申し訳ございません。個別の案件でも、全般的な事項でも構いません。はい。内田先生お願いします。

【内田委員】

内田です。今回、環境配慮事項として選定された項目に関しては、これから他の委員の方からご質問、ご意見があるかと思うのですが、私はそれ以外の配慮事項として選定されなかった項目に関してです。通常、風力発電ですと、配慮書の段階では、工事の実施に関しては、配慮事項として選定しないということは大抵の事業ではそうなっているんですけども、しかしながらそうであっても、他の案件においては配慮書におきまして、なぜこの項目を選定しなかったのかというのを、工事の熟度が、計画の熟度が低いこと以外にも、これこれこういうことを措置として、後から行うことができるからというような理由を付して、選定項目から排除するということが丁寧に書かれています。配慮書というのはこれからの事業に向かって、どのように、この事業を進めていくのか、環境に配慮してどのように事業に取り組んでいくのかということの一端を見ることができるような書類になっています。ですので、選定しないといって、工事の熟度、計画の熟度が低いからということで、一括して何も記さないということは、御社が環境に配慮するのをどのように取り組んでいくのかっていうところを全くもって、ゼロですね。情報がゼロということになってしまうので、できればこういった選定しない項目に関しても、なかなか見えないところを見えるようにして、不安を払拭するという点でも非常に重要な情報かと思っておりますので、以後このような選定しない項目に関しても情報をいただければと思います。意見です。

【平野会長】

いかがでしょう、参考人の方。

【参考人】

すみません。ご意見ありがとうございます。以後の参考にさせていただきます。

【平野会長】

はい。よろしく申し上げます。すみません。また全般的な話を私の方からしてもいいですか。今回のこの配慮書なんです。例えばですが、配慮書の19ページで宮城県の風力発電等に係るゾーニングマップがございます。これをご覧になっていますよね。要は配慮書っていうのはこういう書面調査をしていて。ここだったら環境影響が小さいだろうというところを選んでいただいて、それでもそれをさらに影響を軽減するためのプロセスだと思っているんですけど、ほとんど何もしてくれるなというゾーンですよ。

ついでに言うと国定公園にもかかっていますし、そういう書面で簡単にわかるもので、かけておいてですね、計画をそこに引っかけておいて、極めてイージーにですね、可能な限りなんでしたっけ。決まり文句ですよ。アセスメントの決まり文句なんですけど、連呼されてましたが。何かかけておいて、努力はしてるから大丈夫というお話をずっとしておられたんですけど。御社の姿勢はそれでよろしいんですか、というのを確認したいんですよ。実はこの宮城県のゾーニングマップは出来が悪くてですね、申し訳ないんですが。これはグリーンゾーン(風力発電導入可能性エリア)でも、ここは駄目だろうというところもいっぱい含まれています。でも、このグレーゾーン(保護優先・地形障害エリア)で、実行可能な範囲で回避・低減ができていうようなおっしゃりを国定公園にしても鳥獣保護区についても、あらゆることについて、そういう姿勢なんですけど。だったらかけなきゃいいじゃないですかって思うんですけど。なぜこの場所なんです。要は累積影響がないというのは、逆に言うと誰もさすがにここは手をつけなかった場所だと。これだけ風力発電施設、宮城県内の計画が進んでる中で、誰もやらなかった場所だってことなんですけど。そのあたりの御社の姿勢を聞かせていただきたいんですけど。要はこの文献調査の資料が上がってきたら国定公園なのか、駄目じゃんっていう話になぜならなかったのかというのを教えていただきたいんです。そういうところを選んでおいて、何だ、実行可能な範囲で回避または低減できるから大丈夫っていうふうになさるのはちょっと理解できないんですね。姿勢として。基本そういうところを外した上でそれでも、その上でさらに環境影響を小さくするという姿勢が普通だと思うんですけど。いかがでございましょう。

【参考人】

関西電力でございます。ゾーニングマップの件でございますけど、弊社でも確認させていただいております。そのゾーニングマップの位置付けとして、配慮調整エリアであったり、保護優先・地形障害エリアに選定されている範囲で、今、事業計画を進めているところでございしますが、今の配慮書の選定エリアにつきましては、風力マップとか災害の条件を勘案しながら選んでいってございまして、ゾーニングマップもございしますが、可能性のあるエリアについて幅広く記載してございまして。今後、全般的な内容を含めながら絞っていききたいと考えております。

【平野会長】

もう一度おっしゃってください。風況等を確認して、ゾーニングマップはグレー(保護優先・地形障害エリア)だから、グレー(保護優先・地形障害エリア)だけどいいやっていうことですか。

【参考人】

いや、グレー(保護優先・地形障害エリア)だからいいっていうものではなくて、それも参照しながら、確認させていただいてるんですけど、可能性が0ではないところをとりあえず包含し、今、エリアとして選定しています。今後、詳細については確認しながら、エリアについては、選定していききたいというふうに考えております。

【平野会長】

すみません。本当に申し訳ないんですけど、そうすると先ほどの絞り込みの話とすぐリンクしてくるんですよ。わかりますか。グレー(保護優先・地形障害エリア)なんだけど、ここだったら大丈夫だからっていうのをきちんと立証されたところだけでやりますっていったら、もう強烈な絞り込みになると思うんですね、これを見る限り。でも、それは「何かやる」と言ったり、「やらない」と言ったり、よくわからないことをおっしゃっていて、要はどうやって環境への影響が小さい事業として、この風力発電事業を実施なさろうとしているのかがよくわからないんですよ。普通、さすがに県立自然公園の類にかけるケースは、私どももたくさん見てきましたけど。さすがに国定公園にかかっているケースってのはないんですよ。今まで。そういうのを見て普通の事業者の方もやっぱり国立公園、国定公園はやばいよねって言って避けてくだ

さってると思うんですね。それが入っているのがちょっと感覚として理解できないですね。要は、図面を見れば、地図を見ればわかる話なので。それが入った配慮書を出してこられてるのは、どう解釈すればいいんですか。御社は、要は国定公園については知ったことじゃないという姿勢なんですか。風力発電で儲けられればそれでいいという。

【参考人】

国定公園を軽視しているわけでは決してございません。まだ計画の熟度が定まっていないうところもありまして。

【平野会長】

軽視してないのであればここが国立公園・国定公園の境目であると分かった途端にこの尾根筋をやめようって話に必ずなると思うんです。それをなさらずに配慮書を作られたのは何か理由があるんですか。

【参考人】

このエリアにつきまして、しっかりと調整して、検討していきたいなというふうなことでございまして、そこに選定されるからといって、度外視をして、進めるというものではありません。

【平野会長】

少し砕けた言い方をすると、国定公園の境目だけドワンチャンスがあれば造っちゃえてことですか。

【参考人】

今後行政様と調整したり、許認可手続きがアろうかと思えますけど、そこらの調整を踏まえて進めさせていたきたいというふうに思います。そこで駄目となれば、今後調整していきたいと考えております。

【平野会長】

すみません。環境アセスメントの話を、本質的なことを誤解なさっているようなので、申し上げます。環境アセスメントは、幸か不幸か許認可権限は全くございません。事業者の皆さんと関係のことを調べていただいてそれを踏まえて少しでも環境への影響が小さい事業を実施していただくためのポジティブなものです。なので、例えば、環境省が要はレンジャーの皆さんが国立公園に建てることを許可する、許可しないという話とは無縁に、国立公園や国定公園に指定されているほど風光明媚で自然環境も豊かな場所であると、普通の事業者の方はそのような場所に国立公園国定公園で建設の許可が出る出ない関係なく、いやここは風光明媚で自然豊かなんだから避けたほうがいいよねっていう判断をなさる方が普通だと思っていました。今までは、本当に県立自然公園かけるのかという癪に障るケースが結構あったんですけど。国立公園、国定公園をかけてるケースを初めて見ました。僕も結構長い間、宮城県で委員をやっておりますけど、その姿勢をお伺いしているんですね。どのように環境影響の小さい事業に絞り込みを含めてやっていくおつもりなのか。ぜひ、今回の配慮書のこの事業実施想定区域を見る限り、いい風が吹いていて、たくさん建てられればそれで良いと。もちろん、許認可関係で厳しいところを外しておられるのはわかります。でも、アセスメントはその許認可の話をするのではなくて、なるべく環境への影響が小さい事業を皆さんと一緒にやっていくものですので、是非一緒になってやっていきませんか。何かカウンターパートとして信頼に足る資料を作っていただけるとありがたいです。

【参考人】

ご指摘ありがとうございます。別途整理をしまして、また提出させていただきます。ありがとうございます。

【平野会長】

よろしくお願いします。すみません、全般的事項ばかりで申しわけありません。全般的事項でも、個別事項でも、先生方からご意見を賜ればと思います。はい、田口先生どうぞ。

【田口委員】

景観のところは、後ほど会長からお話があるところかと思うんですけども、景観のところでは主要なスキー場とかキャンプ場からやや大きく見えて、景観的にも「大きな影響がある程度」というふうに一応書いてあるんですが、最後の(資料2-参考)23 ページのまとめでは、そういうことは書いていなくて、ほとんど主要な眺望点は、実行可能な範囲内で回避・低減ということであまり景観には問題ないというまとめ方をされているんですが、実際そのキャンプ場やスキー場からは見えるという、目視できるようなかたちになるというのが書いてありますので、ここはもう少し丁寧に解析する必要があるかなと思います。その点で言えば、非選定項目って、人と自然の触れ合いの活動の場所は、今回、入っていないから非選定したということにはなっているんですけども、眺望のところには入ると思うんですが、そういうことも含めて人と自然の触れ合いの活動の場からの解析をもう少し丁寧にさせていただけると良いと思います。いかがでしょう。よろしくお願いします。

【平野会長】

いかがでしょう。よろしくお願いします。

【参考人】

ありがとうございます。おっしゃる通り、人触れ場につきましては、まだ今の段階では、そういうものが存在していないとの認識でまとめております。

【平野会長】

はい。景観の話が出ましたのでついでに景観の話が続けたいと思います。339 ページですね、配慮書の。説明資料(資料2-参考)でいうと、22 ページに可視領域図がございます。主要な眺望点を挙げていただいていますし、配慮書の方で非常に丁寧に景観資源を調べてくださっているんですよ。景観資源はすごく落ちています。このことが意味するのは、それを背景にする眺望が実はいっぱいあるんですよ。そういう中でもやっぱり蔵王山への眺望というのは極めて重要でございます。宮城県民と山形県民にとって。例えば、仙台の海岸沿いで振り返ると蔵王が見えるんですよ。つい写真を撮っちゃう山なんです。ああ、蔵王が見えたって言って。だから特に県南ではどこからでも眺望できて、そうか蔵王にはまだ雪が残っているんだと四季折々、宮城県民に対して、いろんなメッセージを送ってくれる極めて重要な山です。なので、この景観に関して、すごく丁寧にやっていただきたいと思っているんですが、この可視領域図で主要な眺望点に選んでいただいているのが、基本的には、観光的な施設、山の頂上、展望台と言われている施設、主要な眺望点っていう名前に引っ張られたチョイスになっているんですよ。その結果、最も影響が大きい川崎町の町中から蔵王を見たときに、ものすごく風車は大きく見えて、蔵王の前に被ってくるっていう最悪の構図になりそうな箇所が幾つもあって、そっちのアングルに関しては、随分離れたみちのく杜の湖畔公園のところ 18 番(第 4.3.7 - 4.表(1))ですかね。そこまで離れたところしか主要な眺望点を取っていないのはすごく恣意的に見えるんですよ。是非、方法書段階で構いませんが、あらゆる眺望点を取っていただいて構わないぐらいの山です。蔵王は。要はあらゆるところで、宮城県民は蔵王を見ます。ですから、まず町中の代表点を幾つも取るとかですね、展望台だとか山の頂上とかいわゆる見晴らしを楽しむんだっていう眺望点を選ばないでください。わかりますね。暮らしの中で、蔵王を見てるんです我々。そういう山です。なので川崎町からも、何点も眺望点を取ってやってください。最後に見せていただきましたけど、1.7 度、お釜から見えるってのはかなりやばいです。お釜

の展望台から1.7度の視野角で見えるというのは、ご留意ください。そうとう視野角が大きいです。そして基準って、まずは今回ガイドラインの方使っておられますよね。送電鉄塔の基準を運用するのではなくて、国定公園・国立公園の許可をするときのガイドラインを使っておられたと思います。最後に、個別に見せていただいたスライドは、あれでも1.7度でしかも回転する構造物であるというのは致命的に大きいです。全く見えないようにしてください、お釜からは。だから、造ってみた結果、お釜展望台から見えると思った時点で、なぜその風車を避けてくださらないのかがよく分からないですよね。普通の感覚だと、お釜の展望台で写真撮ると風車が見切れるっていう状態になれば、これは駄目だと言って、お辞めになると思います。それもなさらずに、堂々と風車が見切れる可能性がある風車エリアを残して、配慮書を出してこられてるのも、釈然としないんですよね。いろんな写真を撮る、いろんなところで見る山なので視点場は徹底的に多く取ってください。できましたら、インスタグラムとかでもいいですし、写真のジオタグが引っ張れるフォトサイトを利用して、どこで撮られている写真が多いのか、蔵王のですね。ぜひ確認してください。そういう撮影地点として好まれている場所は、必ず選んでください。そういう下調査をきちんとした上で方法書を作っていて、その上で先ほどの絞り込みですよね。徹底的に影響が小さくなるように。そして、影響の大きさについて少しサジェスションしておきますと、その視点場から稜線を突き出して風車が動く、見える場合は影響がものすごく大きいです。後ろの山の方は高くて、風車が稜線の下に収まるようなケースはそんなに影響大きくないです。なので、山の上からの視点場はそんなに取らなくてもいい可能性があります。稜線も遮らないので、だからそんなに多くやれと言っているつもりはないんで、きちんと判断いただいて、影響が大きそうなところをもっと恣意的に選んでください。よろしいですかね。

【参考人】

はい。ご意見ありがとうございます。できるだけ町中等のよく使われているスポット、写真の撮影場所を、しっかりと見直して、後日、お話をさせていただきます。

【平野会長】

はい。できれば先ほどの絞り込みと併せて方法書段階では、逆に影響が大きいところで確認して可視領域から外れましたという話を聞かせてください。それが絞り込みというものだと思いますので。それだけ重要な景観資源に手をつけようとしています。景観資源というのは、その山の山容を壊すなんて有り得ない話で、それはほぼ犯罪でございまして、そのはるか離れたところに風車を建てるだけで、その景観はぶち壊しになるんですよ。だからすごく丁寧にやっていただきたいんです。調べていただいた通りものすごくたくさん景観資源があるゾーンです。だからこそほかの事業者は手をつけてないんです。蔵王山だけの眺望だけではなく、いくつもの眺望点をピックアップしてください。それぞれの眺望景観をどの程度阻害するのかが分かるように。これは景観だけで、準備書は分厚い1冊になるべき案件です。ひたすらフォトモンタージュがあって、視点場もいっぱいあり、背景となっている景観資源もたくさんあり、特に蔵王がその中でも非常に多く取り扱われているっていう状況になると思いますので、そういう調査計画がきちんと方法書に載るようにしてください。また、風車が大きく見えるケースは、回転がものすごくインパクトを与えますので、動画での検証を行ってください。動く風車は誘目します。だから山を見たいのに、動く風車に目を惹かれて、そっちを見てしまう現象が起こります。そして、結構な比率で視線を奪われます。今、その実験をいろいろやっているんですけど、多少成果はあります。そこもよろしくお願ひしたいと思います。動画での検証、主要な眺望点や町中のたくさんの方が見るような場所で大きく見える場所は必ず動画もつけてください。

【参考人】

はい。動画につきましては、どんなかたちがあるのか、今の時点では把握できないのはところではありますが、検討していきたいと思っています。

【平野会長】

とても簡単です。フォトモンタージュを例えば5, 6枚回転数に合わせて、他は動かさず風車だけちよつとずつ回っているのをアニメにするだけで出来ます。コンサルタントの方はすぐできると思いますのでよろしくをお願いします。

【事務局】

事務局です。回線トラブルにより、平野会長のご発言がこちらに届いておりませんでした。本審査会はクラウド上に録画しておりますので、後ほど内容を確認し、事業者の方にお伝えします。申し訳ございません。

【平野会長】

後で確実にお伝えください。とにかく箇所を増やすことと稜線がポイントになりますので、稜線を切るような見え方をする風車に関しては要注意ですので、チェックをすること。逆に稜線の下になるような場合、視点場で結構山を多くチョイスしておられるので、稜線を切らない風車は、最初からフォトモンタージュを作らなくてもいいです。そういうかたちで数を調整してあまり膨大にならないようにしながらも、クリティカルなものはきちんと検証して、しかも動画で検証できるようにしてください。これは方法書以降のお願いです。そのためにはきちんと準備をしていただく必要がありますので、例えば、皆さんがどこで写真を撮っているのか、写真撮影地点が多い場所などもきちんと入れてください。それぐらい宮城県民の生活に密着した景観に影響を与えようとなさっているということを冷静にご判断ください。お釜から1度以上で見えるというのは有り得ないです。絶対にやめてください。

【参考人】

はい。ありがとうございます。御指摘を踏まえて対応してまいります。

【平野会長】

お釜から1度以上で見えるのを持ってこられるのも、国立公園・国定公園の問題と一緒に、すごく残念な姿勢なんですよ。感想を言ってもしょうがないので、あくまでも技術的に審査をしていきましょう。他の先生方がいいかでしょう。永幡先生どうぞ。

【永幡委員】

先ほど少しだけ話題になっていた人と自然との触れ合いの活動の場ですが、確かに事業実施想定区域内には人と自然との触れ合いの活動の場に該当するものはないのかもしれませんが、施設が稼働し始めたら、音の問題が出てきます。人が野外で活動するような場合は静穏性が求められて、環境基準その他で評価ができるような、評価書で言うと騒音のページで評価されるような基準で評価してしまうと、評価として甘過ぎる場合があります。ですので、事業実施想定区域の周りでも、どれくらいの距離に野外で人々が活動するところがあって、静穏性が求められるところがどれくらいあるのかってことは、配慮書段階で把握されているべきだと思います。その上で、方法書で具体的に、どのような基準でどのように評価するのかを提案していただくことが筋だと思います。次回までにその辺は、資料を作っていたら、施設が稼働することで、人と自然との触れ合いの活動の場に影響がありそうなところが、どれくらいのところにどう分布してるのかを必ず把握してください。お願いします。

【平野会長】

永幡先生、その件は方法書でもいいですか。次回とおっしゃいましたけど。

【永幡委員】

方法書の段階では必ず提案ができた方がいいと思うので、簡単な資料が次回の審査会までに出てきた方がありがたいと思います。

【平野会長】

確かに区域内にないから大丈夫っておっしゃっているのはびっくりしましたよね。それはあり得ない話だと思います。配慮書にそれが含まれてないのはかなり問題だと思いますので、本当にドラフトでも構わないので、今回人家等々に対して円を書いている地図に人と自然との触れ合いの活動の場がないかどうか、その図面に手書きプロットでも構わないので落としてみてください。それは次回、先ほど私からお願いした絞り込みだとか環境配慮への大きな筋書きとともに、図面を出していただけたらと思います。

【参考人】

ご指摘を踏まえて次回までにプロットして、資料を作りたいと思います。

【平野会長】

よろしくお願いします。この会議のためだけに作るよりは、先ほど申し上げたような最小限の手間のもので結構です。ただ事業者の皆さんもそれは認識理解しておく必要があると思いますのでよろしくお願いします。はい。他いかがでございましょう。丸尾先生どうぞ。

【丸尾委員】

26 ページのその他の事項のところに、温室効果ガスの削減量を評価していただくのが普通になっていると思うので、是非温室効果ガスの削減量で、樹木伐採についても評価を入れてください。樹木伐採についての評価というのは、風力発電の施設が何十年稼働した時に、木が生えていたらどれだけ CO₂ を固定したのかもちゃんと評価して、温室効果ガスの削減量を評価していただきたいと思います。

【参考人】

ご指摘を踏まえて、CO₂に関する対応を検討させていただきたいと思います。

【丸尾委員】

よろしくお願いします。

【参考人】

すみません。CO₂の記載につきましては設備の諸元が決まってからの準備書段階からでもよろしいでしょうか。

【丸尾委員】

諸元が決まってから評価できる面と、決まってもなくても評価できる面がございましたら、準備書の前に出していただけると嬉しいかですし、もっと精度を高めた後からも出していただけると嬉しいです。

【平野会長】

すみません。今のお話もすごく残念なりアクションで、再生可能エネルギーを推進するっていうのはどれぐらい CO₂の削減に貢献できるかを当然気になされながら事業を進めていらっしゃると思っていたんですが、計算できるのはもちろん最終的な計算的な最後かもしれませんが、自分たちの事業によって森林を伐採しすぎると、あんまり CO₂にも貢献できない事業になりかねないじゃないですか。

そういうのをチェックしながら事業なさるおつもりはないんですか。

【参考人】

今ご指摘いただきました樹木の伐採によってCO₂の吸収量が減ることに対して、風力発電設備の稼働によるCO₂の削減量をオフセットできるのかどうかというご質問かと思えますけれども、その点につきましては、まだ設備の諸元とかが決まっていませんので、作業ヤード面積や道路面積などの伐採面積がまだ分からないちゃんとしたものを出すことができません。参考程度に、例えばこういう条件でヤード面積がこれぐらい、道路面積は幅何mで何kg程度というような想定 of データを出すことは現時点で検討はしております。

【平野会長】

はい。最初からそう答えていただければいいんですが、ちゃんと事業者としてもそれをチェックしながら、せっかく再エネの施設をお作りになるんですから、CO₂削減量が大きくなるような事業としていただきたいと思います。そのために環境アセスメントはこういう項目も入れています。

【参考人】

おっしゃる通りに対応させていただきたいと思います。

【平野会長】

はい。よろしくお願いします。野口先生、お待たせしましたどうぞ。

【野口委員】

野口です。植物と生態系について、コメントさせていただきます。まず、区域の設定と、あと評価結果の内容について、大きく分けて2点申し上げます。まず、区域の設定についてですけれども、308ページですね。こちらに植物の方の重要な植物群落の図面がございます。これを見ますと西側のかなりの部分が特定植物群落にかかっております。これは蔵王山自然植生というエリアだと思います。また「自然環境のまとまりの場」の320、321ページの方の図を見ただけでも、その辺りは鳥獣保護区であったり生物多様性重要地域にもかかっているところがございます。基本的には、人手の入っていない植生が残されている地域と考えられますので、これらは事業区域から外していただくことを求めます。さらにですね、321ページの図をもう一度見ていただきたいんですけども、国定公園の第二種、第三種特別地域の境あたりに(事業実施想定区域が)来ている部分がございますけれども、この西側の尾根の部分だけ、事業実施想定区域のぎりぎりのところまで、風力発電機の設置想定範囲がきている図になっていて、これはおそらく第二種特別地域にかからないようにするために、こうされてるのかなと思いますけれども。地形図を拝見すると、第二種と第三種の境は大体尾根上を走っておりまして、第三種の特別地域の側、この図でいうと緑の色で示されている側というのはとても急峻なんです。なので、第二種の方に食い込ませないように設置するというのは、現実的な計画とはあまり考えられないと思いました。基本的にはやはりこの部分全体を外していただくような方向で検討していただくべきだというふうに考えております。ここで、一旦(話題を)切るようにいたします。

【平野会長】

これは私が先ほどから申し上げたように、これを見た段階でここは最初から入れない事業実施想定区域で検討なさるのが普通の事業者だと思うんですね。いかがでしょう。

【参考人】

すみません。途中から聞こえなくなりまして、321ページの第三種特別地域のぎりぎりだっというところ以降ですね、ちょっと聞こえなかったんです。

【野口委員】

では、もう一度申し上げます。第二種と第三種の境が大体尾根上を走っていて、第三種の側というのはとても地形を拝見すると急峻になっていて、第二種側にかけてはこの尾根に建てるというのは、現実的な計画とはちょっと私には思えなかったんですね。その辺り、例えば最終的に第二種側に組み込まないで建てるのが難しいということを考えましても、ここは最初からやはり外していただくべきだったんじゃないかというふうに思います。というのが、先ほど申し上げた趣旨だと思います。

【平野会長】

いかがでしょう。先ほど私が申し上げたように、これを見ると、321 ページの特定植物なんかかかっているとところもう最初から除外して検討なさるのが普通ではありませんかという、実は僕の意見でもあるんですね、質問でもあるんです。いかがでしょう。

【参考人】

今現在、この第三種特別地域に入ってる区域につきましては、今後の方法書に向けて、検討していきたいと考えております。

【平野会長】

はい。そもそもこのラインの引き方はおかしいですよ。風力発電のラインと、まさに尾根で一致しちゃってますよね。これってさっき言っていたバッファーを一切取らないやり方ですよ。これでいいんですか。事業実施想定区域の取り方として。だから、これは第三種にかかっているふりをするために意図的に操作してるようにしか見えないんですけど。こういうのは一つ一つ信頼を失っていくので、是非、本当に丁寧な対応をお願いしたいと思います。石井先生、すみません。多分、牧先生は絡んでくると思うので、牧先生を先にお願います。

【牧委員】

はい。植物について伺いたいですけれども、今、お話がありました特別地域、蔵王国定公園の第2、第3種特別地域が入っているんですけど、そこに指定植物が結構指定されると思うんですね。そこに指定植物が出てきた場合には、どのように対応されるというふうにお考えなのかお聞きしたいんですけども。

【参考人】

はい。指定植物が確認された場合は、植生の復元ができないということであれば、基本的には回避。その辺を基本に色々保全対策を検討していくものだというふうに思っております。

【牧委員】

リストはご覧になられてると思うんですけども、指定植物に入ってるもののがかなり広く捉えられているので、その場所によって大量に出てくる可能性があるんですね。その際に、一応損傷する場合の申請をしなければいけないと思うんですけども、それは全部申請することが可能かどうかですね。それから、もう一つは一般的に申請して許可が認められる損壊の許可が認められるのは、学術的用途とか、或いは公益性が高い場合に限られると思うんですけども、その辺はどのように考えておられるのかお聞かせいただければと思います。

【参考人】

今、相当の数のものが出てくるかもしれないということも踏まえまして、今後検討していきたいと思

ます。

【牧委員】

ということですね。先ほど野口先生言っておられたように、その特別地域を外しておいた方が、おそらくはいいのではないかというふうに私も思うわけですが、その辺はどうお考えですか。

【参考人】

委員の皆様からのご意見は真摯に受とめまして、国定公園に被っている地域をどうするかということは、今後検討していきたいと思っております。

【牧委員】

はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【平野会長】

この場でやめますって言えないのはわかりますけど、それをお続けになると、どんなに環境に影響が大きくてもワンチャンあればやりたいですっておっしゃっているようにも聞こえますので、是非受け答えを丁寧になされた方がいいと思いますよ。これは助言です。はい。すみません、石井先生、お待たせしました。どうぞ。

【石井委員】

山の中ですよ。山の中は、除染も何もしてないところですよ。一方、測っている場所はウェザリング効果で、十分落ちたところなので、当然 0.0 何マイクロシーベルトと低いわけです。実際、155 ページの 3.1.7-2 表は実際にやるところから随分と離れたところで測定してるんですが、そのデータを見ると、670Bq/kg とか、そういうふうなところもあるわけです。そうすると、実際に予定地がどうなってるかっていうのをちゃんと調べる必要があります。やっぱり配慮の中に入れて欲しいんです。そのやり方としては、いつも言っているのが、この調査としてはまずリター層と土壌とが、汚染の度合いが違うので、まずリター層はどっと剥ぎ取って測ること。あと、土壌に関しては、昔は 5 センチを取ってやった。5 センチだと完全に薄くなってしまう可能性があるんです。大体 1 センチぐらいのところに放射性セシウムはあるんです。だから、1 センチぐらいの深さの土を測って、その標準と比べて、安心かどうかの判断材料にする。要するに、それが、工事をすることによって、影響があるかないかという判断ができますので、そういった測定をして欲しいです。それを加えて欲しいですね。今回除いてありましたけど、おそらく、この表 3.1.7-1 と 7-2 から、これは測定しなくてもいいのかなと思ったかもしれないですけど、現実には遠いところで測っているし、なおかつ、山の中っていうことも忘れていらっしゃるんじゃないかなということで、是非それを測ることをお願いいたします。以上です。

【平野会長】

はい。本件は、是非この書面調査で得られた話を石井先生のご助言踏まえて、方法書段階で適切な調査ポイントを設定いただいて放射線に関してもチェックいただく方法書にしていいただければいいかと思えます。準備いただけますとこの会議で助言がいただけてより正確性の高い調査に繋がっていくと思えますので、ご対応をお願いしたいと思います。よろしいですね。

【参考人】

ご指摘を踏まえまして方法書の時に、入れることを検討させていただきたいと思えます。

【平野会長】

はい。よろしくお願ひします。検討じゃなくて、やっってくださいね。はい。由井先生、どうぞ。

【由井委員】

はい。今日、配布の資料の20ページに、これまでも皆さんに指摘されたいろいろな図があります。この中で、左側ですねページ20の左側に緑の回廊が載っているんですけども、それが途中で切れていますね。南に向かってですね。実はその先に、蔵王山の特定植物群落保護林っていう林野庁の保護林があるんですよ。それがこの図で抜けてちょうどこの盲腸みたいに突き出した事業区域の先端をかすめて南に繋がってんですけどもね。今回は緑の回廊自身は事業区域にかかっておりませんが、林野庁の保護林制度の各種保護林を結ぶのが緑の回廊であって、その保護林そのものが最重要なんですけども、実はですね。緑の回廊は切れているけれども、その南の群落の保護林。これはぎりぎりのところを通っていますので、それをですね、方法書や準備書ではですね追加して入れて欲しいんですよ。それで、次にですね、ここにこの図の右側の下にですね、一番下に自然環境保全地域じゃなくて、特定植物群落はわかりますけれども、さらに、その中というか今日配られた資料の20-21ページに宮城県の植物群落というカテゴリとそれから、環境省の自然環境保全基礎調査の特定植物群落というのが、被さっているんですけども、各植物群落の保護の強さ或いは規制ですね、何か決まり事があるかどうかというのがわからないので、それを次の配慮書に関する知事意見を検討する前までにそれぞれのどういう取り決めがあるかどうかを示して欲しいと思います。そうしないとそれぞれの保護すべき程度、強さの違いがわかりませんので、これをお願いします。それから、この図、左側に載ってますけど、先ほどの案件でも、答申案になりましたけれども、IBAとKBA、さらに、鳥獣保護区もそれぞれ指定要件があるんですね。どういう種類。鳥に限らずあるんです。それも資料として出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

【平野会長】

いかがでしょう。先ほどのメモにさらに追加ということになります。ただ、規制関係だとか指定関係は事務局の方が情報早いかもしれませんので、どういう保護になっているのかっていうのは制度関係は事務局の方でお願いしたいと思います。

【由井委員】

はい。お願ひします。

【平野会長】

よろしいですか。参考人。時間がかなり押しているんですよ。どうしようかな。実は退席された伊藤先生からも書面で意見をいただいておまして、それも紹介しなきゃいけないし、実は僕ももう1件質問しなきゃいけないことがあるんですがやりますか。では、野口先生どうぞ。

【野口委員】

わかりました。度々申し訳ないですが、植物及び生態系の評価結果について、まだ申し上げてなかったもので、そちらを。植物については317ページですね。そちらに今回風力発電機設置想定範囲を絞り込んだことやできる限り既設の林道等利用する設定としており、現時点において重大な影響は実行可能な範囲内で回避または低減されていると評価するというふうに書かれてあるんですけども、重要な植物の生育環境及びその重要な特定植物群落等が改変されている可能性があることを指摘されているにもかかわらず、「実行可能な範囲内で回避または低減されている」という評価は、適切なものとは申し上げかねます。

【平野会長】

これは、環境アセスメントの限界なんですよ。だから、どれだけ希少種を踏みにじって作っていても、頑張りましたって言えば終わりってなるんですが。そういう姿勢で御社は臨んでいないと僕は信じていますので、やはり野口先生ご指摘のことを真摯に受け止めていただいて。評価もこの紋切り型で、伝家の宝刀をお使いならずにはですね、一緒になって環境への影響を小さくする事業にしていきたいと思いますか申し上げられないですね。

【野口委員】

特にまだ配慮書段階でして、かつ、これ当初の28ページの複数案の考え方のところでは、「改変の可能性のある地点の全てを包含するように広めに設定した」というふうにおっしゃってましたので。そこ（評価結果）で、「絞り込んだ」と言われていることも、複数案の考え方に示されていることと矛盾すると思いますし、配慮書段階なので、その後対策をとって「低減されている」とおっしゃるならわかるんですけども、現時点ではまだ「広めにとっている」という段階であることを忘れずにいただいて、絞り込みを進めていただくべきだというふうに考えております。すみません、長くなりました。以上です。

【平野会長】

是非よろしくをお願いします。私からも1点だけ。関係自治体に何故蔵王町が入っていないんですか。これだけ視点場だとか影響範囲が入ってるのに、教えてください。

【参考人】

関係自治体に含めるか、含めないかということに関しましては、自治体さんの方に配慮書の案を作成している段階でご要望を伺いました。その時点では、特段要望がないというふうなご回答をいただきましたので含めていないんですが、現時点では、ご要望いただいております。蔵王町の方から次の段階では含めて欲しいというふうなご要望いただいておりますので、含める方向で検討しております。

【平野会長】

いや、そこもよくわからないんですけど、自治体が「いいよ」って言ったら、御社としてはすごく影響のありそうな自治体なんだけど意見を聞かなくてもいいって判断をなさったってことですか。ということでよね。それでいいんですか。環境への影響を考える手続きですよね。自治体が「いらない」って言ったら、入れないんですか。絶対に影響が出る自治体なのに、必ず入ってくださいと。何故説得がならなかったんですか。

【参考人】

行政様の方にご相談させていただいた時はこれぐらいの環境影響、主に景観のお話をさせていただきましたら、景観影響というのが見込まれますというような御説明をさせていただいておりました。

【平野会長】

はい。それも含めて、ものすごく不思議なんです。影響は絶対にあるのに、自治体の方が「いいんじゃない」っておっしゃったら、関係自治体にも含めないってその姿勢が。だって、視点場がいっぱい落ちているじゃないですか。代表的な眺望点っていっぱい取り上げているのに何故それで蔵王町の意見を聞かないで事業を進めようとなさったのかがわからないんですよ。やっぱり事業者としては、蔵王町の担当者はそうおっしゃったかもしれないけど、絶対に影響あるので、蔵王町としての意見を聞きたいのでぜひ入れさせてくださいってお話をすべき案件なんじゃないんですか。担当者は「いいよ、うちは」って言っただけで諦めているのは何か釈然としないんですけど。

【参考人】

関係自治体の選定につきましては、先ほど申し上げた通り、行政さんに確認をさせていただきます。今、行政さんの方で、もし、意向に沿わないかたちで対象とするとなれば、アセスのいろいろな対応として意見を集約したり、縦覧の協力いただいたり作業も出てきますので、自治体さんの意向に沿って対応させていただいたということでございます。

【平野会長】

いえ、すみません。だから、事業者として何故説得がならなかったのかというだけの話なんです。姿勢の問題なので。アセスには直接関係がないので、やめておきましょう。事務局、伊藤委員からの意見をいただいていたよな。

【事務局】

はい。事前意見を頂戴しておりました。

【平野会長】

はい。簡単にかいつまんで、後で書面でお渡しすることにしてかいつまんでお伝えください。

【事務局】

書面は各委員の皆様と事業者様に既にお渡ししておりますが。

【平野会長】

はい。傍聴の方もいらっしゃるので、簡単にダイジェストでご紹介いただければ。

【事務局】

大きく2点ございます。一つ目。重要な地形・地質に関する指摘でございます。事業実施想定区域の重要な地形である立石山と名乗沢支流が分布しています。配慮書 250 から 253 ページにおいて、これらの地形に関する影響が評価されていますが、現時点での風力発電基設置想定範囲からは外れていることから、改変範囲を最小化する等の環境保全措置を検討するのではなく、初めからこれらの重要な地形を想定区域から除外することを提案します。二つ目。国土防災関係に関する指摘です。宮城県では近年自然災害が多く発生しており、市町村長や地域住民からの事業実施に伴う土砂災害を懸念する意見が多く出されています。また、環境省などの環境アセスメントに関する意見交換の中で、山地災害については林地開発許可制度などの検討結果も踏まえて、アセス図書の作成を行うことが望ましいという意見も出されています。このような背景をもとに、宮城県では、これまで自然災害に関する指摘を行っています。また、想定区域には地すべり地形が多数分布しているようです。地すべりによる土砂移動が生じると、土量が多いため、その影響が広範囲に及ぶ可能性があります。今後、風力発電機などの設置位置を具体的に検討する際には、事前に詳細な地形解析等を行った上で、基本的には地すべり地形を避けることを提案いたします。以上です。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。この回答はすみませんが、時間がないので、次回に。どのみち、今日いろいろ議論させていただいた内容の事業者回答というかたちで資料をお作りいただくこととなります。その他に是非お願いしましたメモ作りをお願いしたいと思います。よろしいですね。はい。先生方、他に何かございますでしょうか。内田先生、端的にお願いします。

【内田委員】

質問とか意見ではなくて、フォローになるんですけども、先ほどの平野委員長から、なぜ蔵王町にこの

要請をしないのかっていう話だったんですけど、私、本日午前には山形県の方の環境影響の方の委員会に出てまして、そちらの方では事前に蔵王町の方にも打診したけれども、「必要ない」という返答だったので、蔵王町では色々縦覧していないと。しかし、山形市に関しては、県境から 25 キロメートル離れているけれども、事業者が丁寧な対応をとるために、山形市でも見ていただくことはどうかということでお話いただいたということで、そのような対応をされていたということで、必ずしも事業者の方、蔵王町がいいって言ったからそのまま「ああ、そう」みたいな感じではなかったってことでちょっとだけフォローさせていただきました。

【平野会長】

ありがとうございます。はい。他にいかがですかね。すみませんものすごく長引いてしまったのは私の不手際で私がしゃべりすぎたからだと思いますが、是非、次回、事業者回答とお願いしましたメモをご用意いただいて改めてよりよい環境への影響が小さい事業とするためにみんなで頑張っていきたいと思っております。では、参考人の方々ありがとうございました。

【参考人】

ありがとうございました。

<参考人退室>

【平野会長】

それでは、16 時 5 分に再開します。暫時休憩としたいと思います。

③(仮称)菅生太陽光発電事業 計画段階環境配慮書について(諮問)

<参考人入室>

【平野会長】

それでは、審査を再開します。審査事項(3)(仮称)菅生太陽光発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本件については、希少種の生息場所の特定につながる情報は含まれていないとの報告を受けておりますので、希少種とそれ以外の部分と審査を分けずに進めたいと思います。

それでは、事務局から説明願います。

【事務局】

資料 3-1 から資料 3-2 について説明。

【参考人】

資料 3-3 から 3-4 について説明。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。まずですね、事務局に確認させてください。このような仙台市と仙台市外を跨ぐ事業というのが多分初めてでございまして、私の経験の中で、今回のケースだと仙台市は、要は政令指定都市でございまして都道府県知事と同格の扱いで、環境影響評価技術審査会もお持ちですし、通常仙台市内の事業であれば、市長意見として直接経産大臣の方に、上がっていくと思うんですが、今回はどういうかたちになるんでしょうか。事務局教えてください。

【事務局】

事業実施想定区域が村田町内と仙台市内となっております。仙台市内単独であれば仙台市長から直接、市長意見が事業者に行くことになるんですけども、今回の仙台市と村田町に跨っておりますので、知事意見を出すというかたちになっております。

【平野会長】

なるほど。県と県だとそれぞれの知事意見があるけれども、政令市というのは、県と市で跨るケースでは、県の方が代表して意見を収集すると。ということは、仙台市長意見が出てくるってことですね、この審議会に。

【事務局】

はい。

【平野会長】

わかりました。そうすると、仙台市内の案件についても我々は意見をちゃんとチェックしてものを言う必要があるということですね。

【事務局】

基本的には知事意見を作成するに当たって、事務局の方で仙台市長意見を反映します。

【事務局】

いえ、ごめんなさい。そうではなくて仙台市内の環境への影響についてもこの場で審査をしていく必要があるということですね。

【事務局】

はい。その通りでございます。

【平野会長】

要は今回の事業全体についてご議論いただくということですね。はいわかりました。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。先生方いかがでございますでしょうか。中座された伊藤委員からの意見があれば、ご紹介ください。事務局。

【事務局】

事務局でございます。伊藤委員から事前意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、重要な地形及び地質(配慮書 P.3-39～3-41)に関する依頼であり、指摘ではありませんとのことでございます。「次回(方法書)以降は、環境庁(当時)の第3回自然環境保全基礎調査による、宮城県自然環境情報図から、地形、地質に係る自然景観資源の分布状況を把握した上で、重要な地形及び地質として抽出し、図に示してください。なお、委員が確認した限りでは、村田町内の事業実施想定区域(以下、想定区域)内には分布していないようです。」。

続きまして、国土防災関係、地盤(土地の安定性)(配慮書 P.3-220～225, P.4-8～16)に関する指摘でございます。「宮城県では近年自然災害が多く発生しており、市町村長や地域住民から事業実施に伴う土砂災害を懸念する意見が多く出されています。また、環境省等との環境アセスメントに関する意見交換の中で、山地災害については林地開発許可制度等の検討結果も踏まえてアセス図書の作

成を行うことが望ましいという意見も出されています。このような背景をもとに、宮城県ではこれまで環境アセスメントの際に自然災害(主に土砂災害)に関する指摘を行ってきました。御社は配慮書にて、土砂災害の危険性をふまえて、地盤(土地の安定性)の項目を設定し、調査、予測及び評価を行っており(P.4-8~16)、より良いアセス図書に向けて、今後も引き続き、本項目に関する各種情報を提示していただくことを希望します。また、今回の配慮書には盛り込まれていませんが、次回(方法書)以降は、山地災害危険地区の情報も収集し、図示してください。参考資料によれば、大規模な土地改変を伴う造成工事を行うようですが、想定区域の周辺に「砂防指定地」があり、想定区域内には「土砂災害警戒区域(土石流)」および「土石流危険渓流」が分布しています(P.3-223)。御社も「斜面崩壊等の影響が生じる可能性がある」(P.4-16)と評価していますが、前述の指定はいずれも土石流災害に関する指定であることから、土石流の発生が危惧される渓流の流域において、本事業による造成工事等の土地改変行為が土石流の発生を誘発しないように十分な対策を講じるよう、念のため指摘します。「砂防指定地」は土石流が発生する渓流(図示されているのは溪床)を指定しているため、その渓流の流域を別途確認してください。また、「土砂災害警戒区域(土石流)(溪流名は松ヶ日向沢、源蔵沢、および竜前沢)」も土石流の生じる渓流の流域を確認する必要がありますが、本想定区域では「土石流危険渓流」がおおむねそれに相当します。なお、想定区域内で切り盛りを行う計画のようですが、造成後に大雨による土砂流出が生じないように、十分に安全側での設計を行うようにしてください。さらに、プレート境界型や内陸型地震に伴う強震動による各種防災施設の損傷の程度やそれへの対応についても、事前に十分に予測、検討し、近隣住民に情報を公開することが望まれます。」。

以上、伊藤委員からの御意見でございます。

【平野会長】

ありがとうございます。いかがでございましょうか。ばーっと朗読されたのでお答えしにくいかもしれませんが、ポイントを絞ってお返事をいただければと思います。いかがでしょうか。

【参考人】

すみません口頭にて回答させていただきます。指摘ではありませんというようなご意見ですが、ご意見ありがとうございます。方法書以降におきましていただいたご意見を踏まえまして重要な地形・地質の抽出資料として、自然環境保全基礎調査の自然環境情報図を追加して、方法書を作成して参ります。二つ目の指摘でございます。村田町内の事業実施想定区域の開発に当たりましては、林地開発の許可を取得するというのが工事をする上での必須条件になるというふうに認識しております。今後林地開発許可申請を行うに当たりまして、各種災害関係の法令指定区域ですとか、そういったことを踏まえまして、土砂災害の防止等を行うための実施設計を行っていくこととなります。許可申請を行うに当たりましては、それぞれを所管する関係機関との協議実施も必要というふうに認識しておりますので、安全側に立った開発造成計画等、造成防災計画等を策定するというふうに考えております。配慮書の段階ではそこまで検討に至っておりませんが、方法書以降のアセス図書の中には、その時点において決定しております災害対策等の検討結果を可能な限り掲載すると。その結果をそれぞれのアセス図書として縦覧及び住民の方々に説明会を通じてお知らせすると。そういった対応をしたいと考えております。以上です。

【平野会長】

ありがとうございます。特に最後におっしゃってくださった住民対応はすごく大事なことだと思いますので、やっぱりあちこちで土砂災害が起こっておりますし、太陽光発電が関連すると思われるような案件も出ておりまして、やっぱり皆さん心配しておられますので、そこは適切なリスクコミュニケーションをやっていただけたらと思います。ではもう一つすみません、私の方から事務局に確認させていただきたいんですけど、この配慮書段階での事業実施想定区域というものが、どのぐらい変更されると或いは軽微

な変更としてこのままいけてどのぐらい大きくなっちゃうとやり直しですって話になるのか、ちょっとその辺のさじ加減を教えていただきたいと思っています。実はですね私の昔、ちょっとだけ役人をしたころの感覚でいうと、純民間施設のために道路を縦断的に占有を認めるってことない気がするんですよ。ずっと道路沿いにある会社が特定に使うものを埋設もしくは架空線でもそうですけれども、ない気がして。もちろん宮城県がやるんだったらそれでいいんですけど、それによってそこから場所を外すしてルートが変わったりすると、位置的には大して変わらないにしても 11 キロも延長がありますので、それなりに影響が出てしまう。

【事務局】

事務局です。後でご回答させていただいてもよろしいですか。

【平野会長】

わかりました。これ次回でいいですよ。参考人の皆さんもそれは意識しておいてくださいね。

【事務局】

次回、回答させていただきます。

【平野会長】

参考人の皆さんも是非それでアセス図書を作り直すとかいうのも変な話ですので、ぜひ道路管理者との調整は早急に進めていただいた方がいいと思います。では先生方いかがでしょうか。山本先生どうぞ。

【山本委員】

スライド資料の 12 ページで、あらかじめ反射光に対して、配慮書でも配慮するという項目に入れていただきましてありがとうございます。ただですね、本編 4-17 ページを見ますと、参考にしている資料が鉄塔の見え方というあたりがとても違和感がありまして、ある程度研究も進んでいると思いますので、反射光の届く範囲などは、ある程度計算が可能だと思いますので、新しい判定の仕方をお調べになって、せっかく上げていただいておりますので、調査方法、検証方法も含めて、改めて次の段階では、新しい方法をご提案いただけるとありがたいなというふうに思っております。それと関連なんですけど、人と自然との触れ合いの活動の場ですが、多くの場合には、観光地といったものが、俎上に上がってくるわけですけれども、むしろ集落ですとか、太陽光パネルの場合には、例えば周辺の道路に反射光が影響する。安全の面で問題になったりするということがありますので、早い段階でポイントを示していただいて、それで委員の皆さんからアドバイスをいただいた方がいいんじゃないかと思っておりますので、ご検討をお願いします。

【平野会長】

はい。いかがでしょう。何か反射光のところはコピペミスかと思うような感じですよ。景観のところの、しかも風力発電のやつをコピペしてきましたっていう感じがするぐらいなので、ぜひ光害の話きちんとして、入れていただけたらと思います。いかがでしょう。

【参考人】

はい。ご意見ありがとうございます。方法書段階で反射光に関しまして調査、予測、評価の手法につきまして今、いただいたご意見を踏まえましてもう少し検討したかたちで方法書を作って参りたいと思います。ありがとうございます。

【平野会長】

はい。山本先生よろしいですか。では、野口先生、お願いします。

【野口委員】

野口です。私自身は植物が専門なんですけれども、まず全体的なことについてお伺いさせてください。2-16 ですね。複数案の設定のところにおきまして、今回のものでは、区域を広めに設定するタイプとして配慮書を作成されているということでしたけれども、2-18 の方の図を拝見いたしますと、今、現状で考えられている配置計画では、周囲の残置森林等を除いて全域に太陽光パネルを設置されるような図になっております。この場合、絞り込みをされていく際に東側のエリアに絞る、西側のエリアに絞るといったようなかたちにされるのか、或いは、この中で、域内で太陽光パネルを置く範囲をより細かく区切って小さく置いていくようにされるのか。その辺の御方針を伺いたしたいと思います。また、今計画されている図面だとかかなり全域に置かれるようになってますけれども、その場合に造成とかはどうされるんでしょうか。ここかなり地形が細かいようなんですけれども、谷を埋められるんでしょうか。よろしくお願いします。

【平野会長】

いかがでしょうか。すみません。私が聞くべきことを先ほどの事業者には私が聞いていたのに、すみません。いかがでしょうか。絞り込みですとか複数代替案っていうのが配慮書から方法書にかけて事業者の方に求められているというのは環境アセスメントの立て付けでございしますが、確かに 2-18 ページを見ると、全域にパネルが並んでおりまして、ここから絞り込みされるというイメージでしょうか。

【参考人】

複数案のお話につきましては、確かにおっしゃる通り 2-18 ページの方の図を見ますと、ほぼ全域にパネルを貼る計画になっておりますけど、まだ配慮書の段階で詳細な計画はまだ決定しておりません。切り盛りのバランスを取りまして基本的には平にするというような方針は決まっておりますけども、まだそういった詳細までは確定していないという状況ですので、これからこの範囲でもう少しパネルの配置を縮めることができるのか、それにつきましては方法書以降の段階で検討をしていくといった対応を考えております。

【平野会長】

少し強めに申し上げますが、やっぱり少しでも環境への影響を小さくしようという事業者と我々と一緒に考えていくという中で、複数代替案を取って影響を小さい方を作りましょうですとか、広めに範囲を設定しておいてなるべく影響が小さいようにしましょうっていうのが今のアセスメントの流れでございまして。ですので、あわよくば全部作るっていうのではなくて、複数代替案を。環境省は実は残念ながら何の基準も目安も出してくれてませんが、複数代替案の代わりに絞り込みがいいって言うわけですから、本来的には倍半分で考えるのは、筋目かなと思いつつ、でもここから要は環境の影響が大きいところをどんどん除外していくっていうイメージをぜひ持っていただきたいんですよね。

【参考人】

今後、動植物の調査ですとか、そういったことの結果によりまして、区域を少し減らすですとかパネルの配置を少し変えるべき区域ですとか、そういった検討がおそらく必要になるかなというふうに考えております。それらを踏まえまして、発電容量を確保するために係る配置につきましては極力パネルを貼る範囲を狭くできるかどうかという検討をこれから行っていくという、まだそういった段階でございまして。

【平野会長】

はい。できますれば、規模要件ってありますよね。要は、大きければ大きいほど、事業成立性が高いみ

たいな話があって、それと環境への影響とのトレードオフを多分検討なさることになると思うんですけど。そういう意味で目いっぱいパネルを並べるのがベストみたいなことにならないように、ぜひお考えください。それが複数代替案の代わりとしての絞り込みですので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。あと、造成に関しても、野口先生からご指摘ありましたが、ここは地形的に周辺と比べると随分緩くて、それなりに動いた後のように見えます。地形だけ、等高線だけを見ると。そういう動いたところの盛土切土になっていくと思うので、造成しなくても動くかもしれないし、要は樹林を伐開しただけで、水みちが変わるだけで動く可能性もありますし、特に地震なんかも含めると、逆に人為的に造成すると造成するでまた動く可能性もありますので、丁寧な造成設計を心がけていただけたらと思ひます。これは先の話でございます。これはポイントです。いいですね、野口先生。

【野口委員】

あくまでも、配慮書段階の案というのは、広めに設定するというかたちで考えられていることということ念頭に置いていただいて、今後の手続きを進めていただくようお願いしたいと思ひます。植物のことはまた後で意見させていただきます。

【平野会長】

後じゃなくて続けて結構ですよ。

【野口委員】

いいですか。どなたか手を挙げている方とかはいらっしゃいませんか。

【平野会長】

山本先生は手を挙げたままと思われまふ、多分。はい。どうぞ。

【野口委員】

では、申し上げます。事業区域につきましては、植物関係の保護区等は現在かかっていないかと思ひます。ただですね、この区域は典型的な里地里山の地域というふうに考えられます。里地里山の場合は必ずしも重要な群落などの規制がかかっているわけではないケースが多いんですけども、実際には、生物多様性保全上非常に重要な生息環境になっていることが、しばしばございます。環境省の里地里山保全活用行動計画におきましても、我が国の絶滅危惧種が集中している地域のうち半数近くは里地里山に分布するとされています。事業区域の植生は人工林の面積が比較的多いようですけども、地形を見ると先ほども申し上げましたが小さな谷が幾つも入っているような入り組んだ地形になっていて、区域に隣接する谷沿いには今でも水田が分布しているなど、里地里山の多様な動植物が生育できる環境であるということが推測されるような場所でありまふ。植物に関しては、4-64の方で、専門家の方にヒアリング調査をされていますけれども、その結果を拝見しますと、湿ったところに生育する植物の希少種なんか確認されているようですので、谷の部分保全することが重要になってくる可能性が高いかなというふうに思ひます。先ほど基本的には平らにするというふうに言われていたんですけども、谷を埋めることを極力避けるような設計にさせていただくことが重要かと思ひます。あと、里山の場合は実際どんな種が分布しているか調べてみないとわからないところもございまふので、先ほど事業者の方も言われていたんですけども、今後の調査で希少動植物が確認された場合には、それを回避して、さらに場所を絞ったり、動かしていくということも、あらかじめ想定に入れておいていただく必要があると思ひます。

【平野会長】

ありがとうございます。文献調査で重要種等々が指摘されている場所ではないけれども典型的な里

山であり、里山には実は環境がなくなっているのが我々がなじみのある動植物とと思っているものが、実は希少種になっていたりしますよね。そういう環境がある場所ですので、方法書の作成にあたっては、今回の文献調査で、結構大丈夫そうだと念めてかからないで丁寧な、特に谷地になっているところは里山の典型的な里山として、希少になっている動植物がゴロゴロ出てくる可能性もありますので、そのつもりで方法書の方に取り組んでいただけたらと思います。はい。他にいかがでしょう。永幡先生どうぞ。

【永幡委員】

はい。永幡です。音のところで細かなことを1点なんですけれども。配慮書の2-23と、今日お配りいただいた資料の11ページですかね。ここでちょっと違いがあって、配慮事項で配慮書の2-23の方では、工法や建設機械は可能な限り低騒音型のものを採用するって書いていて、11ページの方では、今日の資料ですね11ページの方では、低騒音低振動型っていう話が書いていて、もちろん低振動型のものがちゃんと使えるっていう目途が立ってるんだったらそれ使っていただくのがいいと思うので、ぜひそれも配慮する事項として書いていただくのはありがたいことなんですけど、一方その低振動型の機械っていうのは、あまり世の中に出回っていないので、実際のところ、この手の評価資料には書いた方がいいんだけど、「結局借りれないから使えませんでした。」っていうような、自己評価をいろんなところでよく見かけます。そういうふうにやれもしないことを書いてうちは頑張ってるんですけど見せるのはあんまりよろしいことではないので、もし配慮書の方の記述が正しいのであれば、他のところでもちゃんと低騒音型しかもう当てがえないからとりあえず低騒音型を使いますってことだけ銘打って、もちろんできる限り低振動型の方が借りれるのであれば、探すことはやって欲しいんですけども、努力することと、やりますってことは話違うことなので、その辺はちゃんと書き分けていただきたいなと思います。以上です。

【平野会長】

いかがでしょう。よろしいですかね。低振動型ってなかなか出回ってなくて、リースでちゃんと借りられるかってなかなか担保が難しい状況のようですので。責任を持ってやりますと言えることではない対策をあまりお書きにならない方がいいというそういうご助言ですね。よろしいですよ。

【参考人】

申し訳ございません。資料に食い違いがありまして申し訳ございません。低振動型というのがきっかけとしてはあるというふうに認識しておりますけども、それが確実に採用できるのかどうかにつきましては改めて確認にしまして、方法書の段階で確実にできることを記載するというところで対応させていただきたいと思います。

【平野会長】

はい。よろしく申し上げます。石井先生お待たせしました。どうぞ。

【石井委員】

放射能、放射線についてですね。配慮書では、要するに低いからいいんじゃないかという話ですけど、134ページのデータからそれを言っているんだと思うんです。ところが、この地域っていうのはですね、事故後ですね、1㎡あたり1万から3万ベクレルの汚染された地域なんですね。もうちょっと上の方に行けば、外れたんですけど。測っているところが役場なので、コンクリート面等でウェザリング効果で落ちていますから、元に戻っちゃってるんですけど。しかも、今度は下の表3-1-5, 6っていうところは、結構予定地よりも遠いところなんですね。こういうところのデータですけど、放射性物質があることをちゃんと示しているんですね。そういうことを考えると、予定地はかなり広い領域にわたって工事をするわけですから、その広い領域のリター層が膨大に出るわけですね。汚染されたものも出る。どのぐらい汚染されているか。土を動かしたときにですね。そういったことも考えると、これは放射能を測っておく必要

があると思いますので、是非ともですね、リター層とそこの下の地面1センチですね。その土を取って、放射能が1キログラム当たりどのぐらいかをしっかりと測って欲しいと思います。だから、配慮書ではこれを選択しなかったと言っているけど、方法書では入れて、今言ったような方法で、ちゃんと調査をして欲しいと思います。それによってですね、リター層をどうするのか、汚染土壌をどうするのか、ということ、事業者の方で考えなくてはならないということで、よろしく願いいたします。これは方法書に向けての助言だと思いますが、今回の配慮書で調べているデータがあまり放射線量高くないので、逆に安心なさないで方法書に向けて、ここは比較的高いエリアということですので、放射線がそれなりに出ると考えておいて下さい。特に森林に関しては除染とか一切しておりませんので、その落葉ですとか土壌とかに集まって Bq/Kg が案外高いことが想定されますので、是非方法書段階ではきちんとした調査計画を立てていただいて、確認いただいて、周辺住民の安心にも繋がるとと思いますので、是非よろしく願いしたいと思います。よろしいですか。

【参考人】

そうしますと、方法書の段階で環境影響評価項目として選定し、具体的な調査地点ですとか、その辺を検討した結果を方法書の方に記載させていただきたいと思います。

【平野会長】

はい。是非よろしく願いします。石井先生、それでよろしいですね。由井先生、よろしく願いします。

【由井委員】

ページをめくらなくてもいいんですけど、ページ 3-46 の鳥のリストには、ミゾゴイという希少種が載ってないんですけども。ページ 3-28 の河川図を見ますと、二つのブロックの直近に小川が流れてます。この林は判例で見ますと、ほとんどスギ林のようなんですけども、川沿いの薄暗いスギ林にはミゾゴイがいる可能性があるんで、ミゾゴイの保護の進め方というマニュアルに沿ってですね、方法書段階では調査に入れるようにまずしていただきたいと思います。それから、先ほどの 2-18 ページのパネルの敷き詰め方について、質問が他の委員からありましたけども、全体で 65 ヘクタールのうち 25%を森林に残すと、残りの面積を 8 万 3000 枚のパネルで割るとですね、1枚当たり 5.87 平方メートルという計算なんですけども、実際にこの 2-16 ページにあるパネルの写真の1枚の大きさはわかりますか。それによってどのぐらいの、被覆度っていうかね、地面が暗くなるかがわかるので。すぐ出ますか。事業者、どうでしょうか。

【参考人】

今、想定してるパネルですと、横幅が 2 メーター10 で、縦幅が 160 ですね。

【由井委員】

そうすると、3.2 ぐらいだから、半分ぐらいですかね。そうしますと、この敷き詰め方ではないんですけど、4割ぐらいは空き地が出る感じになりますね。そうしますと、結構日が当たるので、真っ暗にならないから、下層植生が生えて土砂崩壊とかね。洪水防止とかですねそういう機能は維持できると思いますけど。それから、部分的には希少植物があれば生き残るかもしれないということなので、その辺の少し計算なり、その実際のパネルの下の明るさがどうなるかとか。それから排水路の側溝。側溝は水を排除するためには必要ですけど、片や小動物が落ちますので、側溝の構造とかですね、そういうところを考えながら調査方法を次の方法書で打ち立てるということです。細かいのは準備書段階で出てくるので見るしかないかもしれないけど、でも、方法書の段階でできる私がただいま申し上げたようなことを出していたければ、理解しやすいと思いますんで、よろしく願いします。それから、最後にもう 1 個なんですけどもね。最近の 6 月 11 日の大手の新聞にですね、九州電力とかそのソーラーの事業者が太陽光発電

について、今出力制御がかかりますよね。太陽が当たりすぎる或いは利用しない場合ね、その場合に蓄電池を。相当お金もかかるけども置いて、それに政府が3分の1を補助するというのがあるんですけども、これを実験的に開始するっていうんですね。今回のこの案件についてもですね、ソーラーは周辺に幾つも用地があると思うんですが、その出力制御に備えてですね、蓄電池等で活用するっていうことは、現段階では考えてないんでしょうか。

【参考人】

今のところ、現段階でまだ考えておりませんが、今後検討も含めて、考えて、まだ実際着工まで2年、3年と時間がありますので、それまでにいろいろ検討はさせていただこうと思います。

【由井委員】

ぜひ他の事業者さんともですね共同でですね、蓄電して有効活用を図るようなシステムをですね、今からやっぱり考えていただきたいと思いますので。せっかく村田町や仙台市の貴重な自然を開拓して設置するわけだから、自然に恩返しするようなシステムをぜひ作っていただきたいと思います。以上です。

【平野会長】

はい。よろしいですね。あと、一つ目のご指摘の暗い谷筋には希少猛禽類がいる可能性があるのも、そのつもりで調査方法書を考えておけということもよろしくお願ひしたいと思います。

【由井委員】

希少のサギ類です。ミゾゴイです。希少のサギ類ですね。

【平野会長】

ミゾゴイとおっしゃいましたか。すみません失礼しました。是非よろしくお願ひします。丸尾先生、どうぞ。

【丸尾委員】

はい。2-23 ページなんですけれども、その他の事項にやはり温室効果ガスの削減量の評価を入れていただきたいと思います。それを森林伐採の評価、多分20年間だと思うんですが、太陽光なので、20年間、木が植わっていた場合に固定するものに対して、この事業はどうなのかっていうのを入れていただけないかと。2-26 ページに稼動計画とか維持管理計画があるんですけども、この事業は多分20年でお辞めになるんですね。そうしたら、撤去計画も入れていただくと、住民の方も安心して見れるということだと思いますので、お願ひしたいと思います。以上です。

【平野会長】

いかがでしょう。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ソーラーパネルの山地でやる場合、やはり相当な森林伐開を伴いますので、せっかくの再生可能エネルギーがどれぐらいちゃんとプラスになってるのかっていう確かめながらやっていただく必要がすごく大それたかなと思いますので、お答えいただけますか。まず、CO₂の話はいかがでしょう。

【参考人】

先ほどの放射線と同じような考えになりますけれども、方法書段階で、今ご指摘いただいた温室効果ガスについても、項目として選定すべきというご指摘だと思いますので、そういうことも踏まえまして調査というよりは、削減効果をどういうふうに計算するのかということを検討して、方法書の方にその内容を記載したいと思います。

【丸尾委員】

お願いします。

【平野会長】

2点目のライフサイクルできちんと考えていただきたいというのを是非方法書ではそれを前提には撤去計画まで含めて、環境への影響がないかどうかの確認をきちんと考えていただければと思います。それはよろしいですね。

【参考人】

はい。承知しました。

【平野会長】

よろしくお願いします。はい。村田先生、お願いします。

【村田委員】

今、温室効果気体の話が出たので続けてなんですけれども、今回の事業はかなり特殊な事例だと思うんですけれども、たった1枚のパネルを仙台市内において延々11キロを結ぶということで、本来であれば村田町の方に新たに認可を得てそちらでやればこんなものを敷く必要がないわけですね。なので、温室効果気体の排出からすると、ここに地面を掘ってたった一本のケーブルを埋めて戻すという作業で相当なCO₂が排出になってしまうわけで、この部分は是非、他とひっくるめてではなくて、こういうことをした部分でどれだけCO₂を排出しているのかで、マイナスになっている部分がどれだけあるのかっていうのをちゃんと別途計算して示してもらった方がいいんじゃないかと思っています。しかも、この村田と仙台の道は私もよく使いますが、結構な交通量なので、ここの地面を掘り起こして片側通行をやると、そこでかなり車をストップして、その意味でも普段そこを通過するよりも車からの排気ガスの量も増えちゃうので、自分たちが排気する分だけじゃなくてその交通についても排気量を増やしちゃうっていうことが起きるわけです。なので、その辺は結構特殊な例だと思うので、こういう遠くと結んで配線を敷くことによるマイナスの効果を示した上で、それでも太陽光発電で、これだけCO₂削減がありますっていうふうな見せ方にしてもらった方がいいんじゃないかと思いました。以上です。

【平野会長】

はい。是非。なかなかもう本当に制度のはざまのようなところだと思いますが、やっぱり再エネ事業としてやるにはどれぐらい削減量があるのかってすごく大事なポイントだと思いますので、村田先生ご指摘の、その部分でどれぐらい掛かってしまうのか、CO₂を出してしまうのかってことは是非方法書以降で計算方法などを提示いただいて、きちんと皆さんで確認できればと思います。いかがでしょうか。

【参考人】

今、この場で具体的な計算方法ですとか算定方法を申し上げることができません。方法書を作成する段階で、どういった方法がいいのかというのを個別に検討しまして、その内容を方法書の方に記載させていただければと思います。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。他、いかがでございましょう。大体意見は出尽くしましたかね。はい。それではこれで質疑の方は終わりにしたいと思います。参考人の皆さん、お待たせして申し訳ございませんでした。しかも、長引きましてすみません。ありがとうございます。退室していただいて結構でござい

ます。

【参考人】

どうもありがとうございました。

<参考人退室>

(4)その他

【平野会長】

それでは最後ですね、「その他」でございます。事務局から何かございますか。

【事務局】

今週、6月14日に蔵王風力発電建設計画の中止を求める会から宮城県知事宛に「(仮称)川崎ウィンドファーム事業に係る計画に対する中止の要望」ということで要望書の提出がありました。その中で、宮城県環境影響評価技術審査会での要望という項目がございましたので、主たるところだけ読み上げます。委員の皆さまには事前にお送りしております。「宮城県環境影響評価技術審査会におかれましては、よりよい事業計画を作り上げていく目的の達成のために、本要望書及び当団体意見を勘案し、複数案検討の体制や、ゼロオプション検討の必要性も言及の上、合理的かつ適正な答申をいただけるよう要望いたします。また、技術的な部分以外で、地理的特性、文化的特性の知見等が必要な場合、地域内の林業専従者や山岳会の方などの専門家参考人招致のコーディネート等、評価プロセスや仕組みをより良いものにしていく目的であれば、当団体は審査会からのいかなる要望についても、全面的に協力いたします。」という内容でございます。

【平野会長】

この件はありがとうございます。淡々と専門家としての仕事をちゃんとやると、激励いただいた感じですね。今日は皆さんからいつも通りに、ご意見を出していただいたと思っております。

その他のその他ございますでしょうか。

【事務局】

事務連絡でございます。本日審査賜りました3事業につきまして、追加の御指摘等がございましたら、メールにベタ打ち等で構いませんので、6月20日(月)正午までに事務局あて送付いただければと思います。

また、【審査事項(1)七ヶ宿陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書】につきましては、今後いただくこととなる答申を参考とさせていただいたうえで、令和4年7月12日までに事業者宛て知事意見を提出する運びとなります。

次回、審査会については、7月6日(水)午後に開催いたします。御忙しいところ大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、当初ご連絡しておりました6月30日は都合により中止となります。

事務局からは以上です。

【平野会長】

ただいまの事務局からのご説明に関して、何かご質問ございますか。

よろしいですか。

<意見なし>

では、これで本日の議事の一切を終了することとし、以上をもって議長としての役割を終わりにして進行を事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

【司会】

平野会長, ありがとうございました。

委員の皆様, お忙しいところ審査賜り, まことにありがとうございました。

以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。